

第三十八回国会 参議院文教委員会会議録第二十五号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月十日委員小沢久太郎君及び鳥島徳次郎君辞任につき、その補欠として二見甚郷君及び田中茂穂君を議長において指名した。

五月十一日委員二見甚郷君及び下條康麿君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君及び村松久義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君

理事 北畠 教真君、近藤 鶴代君、野本 品吉君、豊瀬 禎一君

委員

安部 清美君、井川 伊平君、小沢久太郎君、杉浦 武雄君、高橋進太郎君、村松 久義君

千葉千代世君、矢嶋 三義君、米田 勲君、岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

総理府総務長官 藤枝 泉介君

防衛政務次官 白濱 仁吉君

調達庁総務部長 大石 孝章君

文部政務次官 頼綱 彌三君

文部大臣官房長 天城 勲君

文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君

文部省大学学術局長 小林 行雄君

文部省体育局長 杉江 清君

常任委員 工業 英司君

会専門員 沼尻 元一君

調達庁不動産部連絡調査官 文部省大学学術局大学課長 村山 松雄君

説明員

本日開会に付した案件

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

教育、文化及び学術に関する調査(朝霞の米軍施設等オリンピック選手村予定地返還に関する件)

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。

去る五月十日、小沢久太郎君及び鳥島徳次郎君が委員を辞任され、その補欠として二見甚郷君及び田中茂穂君がそれぞれ委員に選任されました。また、本日、二見甚郷君及び下條康麿君が委員を辞任され、その補欠として小沢久太郎君及び村松久義君が委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前の理事会におきまして協議いたしました結果、本日はまず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題として審査を行ない、次に、朝霞の米軍施設等オリンピック選手村予定地返還に関する件等、当面の文教政策について調査を行ない、次いで、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案、学校図書館法の一部を改正する法律案及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につき審査いたして参ることに決定を見ました。

以上、理事会決定通り運営いたして参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さよう運営して参ります。

○委員長(平林剛君) なお、かねて愛媛県教育行政に関する件につき、参事人招致の日時、人選等につき委員長及び理事に一任されておりましたが、愛媛県教育長大西忠君、城辺町教育委員浜見勝一君、久良中学校教諭本田南

城君及び南宇和郡教職員組合委員長櫻原英明君の四君を来たる五月十六日に参事人として招致し、意見を聴取いたすことに決定いたしましたので御報告をいたします。

○委員長(平林剛君) それでは、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

○矢嶋三義君 文部大臣に御所見を承りたいのですが、申すまでもなく、内閣は法律案を国会に提出するにあたって、その審議をスムーズにするために、行政府は立法府に対して政府委員としての承認を求めて参っておりまして、そこで、われわれ委員といたしましては、その政府委員としての要請を承認いたして、われわれは皆様が審議を要求されておる法案の審議しておるわけですか。この法案を審議しておる過程に、あなたのお聞きの通り、池田内閣の同僚閣僚である池田科学技術庁長官が質疑の途中に、われわれが政府委員として認めている政府委員の答弁に対して「でたらめ言うな、こういう答弁阻止の発言をされておるわけですね。こういう点について所管國務大臣の荒木文部大臣に、私は誘導質問をしてみたのですが、何らの意思表示をしていない。これはまことに奇々怪々だと思つたのです。私どもは政府委員の答弁を一応信しながら法案を審議しているわけなんです。一体どの点がでたらめであり、国家のために嘆かわ

しい信すべからざる数字を述べられておられるのか、そういう点、やはり所管大臣として反論すべきは反論して速記に残さないと、速記録を見た上では、文部大臣もこれを認めておることになっておるわけですか。同席されておって、そうして私はあなたの答弁次第で云々という言葉で誘導してみたのですが、あなたはそれに対して何らの意思表示もされてないわけですか。はたしてそういうことではないのでしょうか。速記録を見た場合にはおかしいと思うのですよ。だから、その点について大臣の所見を私はまず承つて実質的な質疑に入つて参りたいと思つています。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま御指摘のことは、私もあの当時感づいてはおりましたが、明確に私を名指して答弁を御要求になると思つて発言するチャンスを通したわけでございます。ありやうを申し上げます、その直後、御案内の通り、委員会が休憩されまして、雑談の中でははつきりいたしておるわけでございますが、と申しますのは、豊瀬さんの御質問に対しまして、政府委員が答へ申し上げたことについて池田長官の発言があったと思つています。このことは、質問の焦点が池田長官に誤解があったことにもよるようでございます。それは池田長官として、勧告をいたしました一般の科学技術者養成の問題と、当面議題になっておりました教員養成所設置の点に關して、私学関係には協力要請はしていな

い。それを、一般の科学技術者の人材養成の点に關して私学に協力を要請してないことかとの誤解があったようでございます。そのことは、あとの雑談の中で、池田長官もその誤解であったことを認めておられたようでございます。そういうことでございませぬから、私に具体的に御指名願つてお答えする機会があれば、そういうことに触れたいと内心思つてはおりましたが、その機会を失しましたために、ただいまのようなおしかりを受けるような形が残つたことと思ひます。いきさつは以上のごとくでございます。誤解に基づくとは言いながら、当面政府委員と國務大臣との間の意見が食い違つたままの形で残りましては遺憾に思つておる次第でございます。

○矢嶋三義君 時間ももつたないから私は多く繰り返しませんけれども、池田長官の誤解というのをおかしいです。これは豊瀬委員の質疑は明快であつたし、繰り返して聞いていくわけです。大学局長の注意を受けて、そして文部省の見解を明快に答へた。その直後にああいうことをおっしゃつておられる。それだけでないです。村山大学課長の答弁のときにも、うそをつくなといふことを言われておつたじゃないですか。それに対して文部大臣は、一言も何らの釈明をされないで、そのまま速記に残っています。それからお二方の間に、私は研究討議を要請しておいたのですが、荒木君とはめつたに話せない、話せないからここで言いますよと、こう言つて速記に残されましたね。そのことについてあなたは何ら速記に残されな

い。速記録上からいっておかしいです

よ。それから、法案審議を願つて議員に對しても、あなたは失礼じゃないでしょうか。それでは、池田君は勝手なことを言つておられるのだから勝手なことを言つておけと、こういう気持かもしれませんけれども、しかし、國民に直結して法案を審議している国会では、それでは済まないんじゃないですかね。だから、速記録上もおかしいし、法案提出の当該國務大臣として、立法院に對して私はそれでは済まないことだと思ふ。さらに部下に對しても、私は、あなたはどうかお考えになつておられるかわかりませんが、あれほどあつた表現で所管外の同僚國務大臣から速記をつけて表明があれば、それに対して所管大臣として、その場で速記上に何か残されなければ、速記上から言ひならば、あなたは部下に對する池田評価を承認されたということになつておられます。こういう点に對して、あの質疑に入る前にも私は申し上げておいたのですが、十分じゃないと思つておられる。短くてよろしいですから、この点に對してこれ以上聞きませんが、文部大臣から短くてよろしいですから、あなたの所見を承つておきます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 速記録上のことは御指摘の通りだと思つて遺憾に存じます。さつきも申し上げましたように、いずれはまた直接私が御指名にあつたか、御指摘のような点についてもお答え申し上げる機会があろうかと内心思ひながら、そのままになつたものでございませぬから、お話のような結果になつたことをはなはだ遺憾に思ひます。あのときにチャンスを与えられたらせば、先ほど来申し上げまし

たようなことを、るる申し上げたい気持であつたことを申し添へまして、御理解いただきたいと思ひます。

たようなことを、るる申し上げたい気持であつたことを申し添へまして、御理解いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 科学技術者養成の問題に關する教員養成の問題については、この質疑の最終段階にあらためて私の意見も言ひ、大臣の答弁もわずらわしいと思ひます。その過程でいろいろありましたが、一応、速記録の体裁を整へる意味で今答弁を伺つたわけですが、私は、池田長官だけが悪いのでなく、この問題に關する限り、両大臣の共同責任であるということをお私に意思表示をいたしておきます。

○政府委員(小林行雄君) 国立大学に付設されております工業教員養成課程につきましては、従来通り募集をいたしております。ただ、この工業教員養成課程と申しますものは工学部に付設されておりました、工学部と一体的なものでございませぬので、特に養成所のような形はとっておりません。従来通りの学生の入学を許可するようになつておきます。

わけでお入れにならなかつたのか。

○政府委員(小林行雄君) まあ先般もお尋ねがございましてお答え申しておりますが、実際の現実の状況から申しますと、百数名の養成課程卒業者のうち、実際に高等学校の工業教員になつた者は一名ない二名という状況でございます。この現実の状況から、まあ今後、現状のような状況が継続いたしますとすれば、大勢に変化はないものと考へまして、特に工業教員養成課程出身者については見込んではいないことにいたしました。

○矢嶋三義君 文部大臣にお伺いしますが、その点は私は納得できないのですが、工業教員養成課程を續けて募集するならば、そういう人々は現在教育界に身を投じてこない。そういう方々が投じてこない理由を探索して、そして教育界に身を投じてくるような施策を具体的に講ずるといふのであれば、私は了解しませんが、現実には、私は了解しませんが、現実には、こ

ければならぬのではないでしようか。それを流れていくのを阻止するためにはどうしたらいいか、その対策はどういうことをやらなければならぬか、こう考へれば、それは四年課程であらうと、三年課程であらうと、同じように対策が講ぜられなければならぬと思ふが、そのことを講じられぬでやられておる点、どういふお考えかを御説明いただきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 理論的には御指摘のような矛盾を私も感じます。これははなはだ遺憾な現実の姿だと思つておられます。さりとて、このまま放置すべきではむろんございませぬで、四年課程の教員養成の制度、これはむろん維持していかなければならない。それをどうして實際も教員の課程を終わつた人が教員となつてくるようにするには、いつも御指摘がございませぬで、私も同感でございます。ですから、教員全体に通ずる給与改善が根本的に問題であらうと思ひます。同時に、中教審に諮問されつづつあります大学制度一般の根本的な検討、それに関連いたしまして、教員養成大学についての今後のあり方をいかにすべきかという結論が答申されました上で検討せざるを得ない時期的な段階でございませぬが、そういう手だてが順序よく出てくるに従つて、十分に検討を加えて、御質問の点にも沿うような施策を講ずべきであらう、こう思ひます。同時に、現行制度上から申し上げれば、御案内のごとく、教員養成課程を終えたからといって、これを義務づけるという方法は無い。一般経済界からの要請に應じて人材が流れていくという現実の根本原因を是正することなくば、

○矢嶋三義君 しかれば、工業高等学校の教員の需給関係の見直しについての一覽表を提出してほしいということをお尋ねいたしました。これは先般、資料は出てきたわけですが、その教員の需要關係についてその数字はど



して工業教科を受け持っていない人が約一万人、その中で転用可能な人は三千人、こういう数字を私は承ったわけですから、それを基礎にして今伺っているわけですね。

そこで、文部大臣に伺いますが、あなたが転用可能と考えられている三千人を転用した場合、その補充はどうなさるおつもりですか。おそらく、現在そういう人々は理科あるいは物理、そういう系統を小中学校並びに高等学校で担当されているんだと思うのです。そういう点はいかように文部省としてはお考えになっておられるのか、文部大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 最近までの状況は、中学校の教員の充足はどうかと申すと、中々いっているところ承知しております。その事情は、中学に限りまして限りは今後の一応は可能であると推定できるのではなからうかと思つて、三十八年度以降は、中学におけるピークが一応過ぎまして、幾分ゆとりが出てくるという態勢になつて、こゝからかと思つて、従つて、高等学校に転用しました不足分も比較的ゆとりがあるという前提で考え得るのではなからうか、こういう考え方でいるわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 きよらは内藤局長も呼んでおいて下さい。非常に誤れる重大な答弁だと思つて、これは内藤局長の所管ですけれどもね。今、中学校は決してとんとんではございませぬよ。もうへんびな学校は、教育委員会で理科とか数学の教員の辞令を出して、も担任しないという現象が起つていますよ。それから一昨日参考人として

おいでになりました小野参考人は、中学校、高等学校等からの転用教員は限人として口述をされたわけですね。だから、この三千人がかりに転用されると計画された場合は、この充足にあつては、あるいは物理、化学、それから一般理科、数学、こういう先生方から転用してあと充足しようとなる、あるいは初任給手当とか、あるいは産振手当とか、根本的には給与を上げるという政策が伴わなければ絶対に充足できないですよ。やっぱり具体的な政策が伴わなければならぬ。この点は、全国工業高等学校協会の理事長である小野参考人の口述でも明快であつたわけですね。この点、大臣は十分体して今後の施策に誤りなきを期していただかなければならぬと思つて、御所見を承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大体この問題を考えます自分の基本的な気持ちを申し上げたわけでありませぬが、最近、中学校の先生も民間から相当スカウトされる傾向が出始めたということも、最近になりまして聞いておるところでございます。従いまして、御指摘のよりの最近の事情に立脚した懸念がないとはむろん申し上げかねると思つて、もつと実情を把握しまして、高等学校の先生の充足はどうかと申すけれども、中学校に穴があいたんでは元も子もないわけでございますから、御指摘の点、十分検討を加え善処する気持でございます。

○矢嶋三義君 現状把握の不十分な点があるということ、根本に給与の問題があるということをぜひとも御認識

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なたは私に答えねばならない大事なところが一つあると思つて、約束を守つていない。守らなければならぬ事柄があると思つて、お気づきになられたでしょうか。国会の会期はもう終わりに近づきました。法案審議期間も短くなつたんですが、何かあなた、私の顔を見るなり、声を聞いておつた、やらんならぬとお気づきになることがあるはずですが、いかがでしょうか。お気づきにならぬ場合にはあなたの不誠意を私は詰問し、あとお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なたは私に答えねばならない大事なところが一つあると思つて、約束を守つていない。守らなければならぬ事柄があると思つて、お気づきになられたでしょうか。国会の会期はもう終わりに近づきました。法案審議期間も短くなつたんですが、何かあなた、私の顔を見るなり、声を聞いておつた、やらんならぬとお気づきになることがあるはずですが、いかがでしょうか。お気づきにならぬ場合にはあなたの不誠意を私は詰問し、あとお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なたは私に答えねばならない大事なところが一つあると思つて、約束を守つていない。守らなければならぬ事柄があると思つて、お気づきになられたでしょうか。国会の会期はもう終わりに近づきました。法案審議期間も短くなつたんですが、何かあなた、私の顔を見るなり、声を聞いておつた、やらんならぬとお気づきになることがあるはずですが、いかがでしょうか。お気づきにならぬ場合にはあなたの不誠意を私は詰問し、あとお伺いいたします。

○矢嶋三義君 あなたの誠意だけは私は認めて、その点については敬意を表します。この教員養成計画の算出にあつては、提出を予定されているいわゆる定数法案を基礎にはじているわけ、その内容は、現在の大体甲号基準と乙号基準の中間である、こういう答弁をされているわけですね。だから、この法案審議を終結するにあつては、その前にあなたはどうしてもその法案をこの国会に提出してわれわれの審議

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なたは私に答えねばならない大事なところが一つあると思つて、約束を守つていない。守らなければならぬ事柄があると思つて、お気づきになられたでしょうか。国会の会期はもう終わりに近づきました。法案審議期間も短くなつたんですが、何かあなた、私の顔を見るなり、声を聞いておつた、やらんならぬとお気づきになることがあるはずですが、いかがでしょうか。お気づきにならぬ場合にはあなたの不誠意を私は詰問し、あとお伺いいたします。

を仰ぐということが、あなたに課せられた一つの信義に基づく義務でもあると私は考へていたわけですが、本日まで出ないのでお尋ねしたので、忘れていないということだけはわかりました。この法案とらへら関係にあるわけですから、早急に国会に提出が促進されるように所管大臣として善処されるように要望し、御所信を承つておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどお答え申した通りの考え方で努力したいと思つておきたい。

○矢嶋三義君 内藤局長が来ているいいのですが、今来ていないから、やはり文部大臣にお尋ねいただきませぬが、民間あるいは小中学校からの転用、こういうことを考える場合に、国費による再教育機関を設けるということは何となく大前提だと思つておきたい。昔、大学あるいは高等専門を卒業されて基礎知識があられる、そういう教職員として、あるいは産業界としての人的な修練を積まれておられる人、ここに国費によつて、ごく短期間でも新時代に即応する再教育をすれば、まさに画龍点睛と申しますか、非常に個人的にも、国家の人材養成計画という点からいっても効果のあることだと思つておきたい。そういう点は諸外国でもそういう施策をやられているわけなんだけれど、そういう方面に国費を使うという事はきわめて効率的な投資だと思つておきたい。その点についてはどうも御見解を持って、また具体的にどういふふうな施策を進められるか承つておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今の御指摘の点は私も同感でございます。本来ならば、三十六年度予算にそのための経費を計上すべきでございましたが、それはぬかりました。ぬかりました。実行上極力再教育と申しますか、現職教育のための措置を講じたいと思つておられます。

次に質問を進めますが、養成所の学生の修得単位ですが、資料が出ておりますからこれに基づいて承ります。大学は百二十四単位以上、工業教員養成所は九十三単位以上、そこでこの科目単位数を見た場合にまず言えることは、現在の高等学校の二級普通免許状は付与できない、こういう点が明確に出ていると思つておられますが、この点いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 現在の免許法の関係から申しますと、免許法の法律規定では……

○矢嶋三義君 内藤局長出席してないから、所管局長ですからね。

○政府委員(小林行雄君) 大学を卒業して所定の最低修得単位をとるといふことになっておられます。ただ、この国立工業教員養成所は、その大学卒業という点では、三年間の修業年限のものでございまして、基礎資格の点で一つの問題がございまして、また、単位数におきまして、修業年限が足らぬですから……

○矢嶋三義君 結論だけ簡単に御答へ願います。二級普通免許状は与えられませぬね。

○政府委員(小林行雄君) その免許状を与える基本的な原則の線には沿つておりませぬけれども、教育内容の充実



も瞥見いたしました。が、気持はわかると思ひます。改善の策とは申しながら、まだ努力の足りないところもわれわれ認めておるわけでございます。臨時応急措置とは言いながら、できる限りに充実していくという要望を意味しておると受け取りまして、今も申し上げた通り、今後に向かって極力努力をいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 いろいろ答弁では問題は解決しないのですが、しかし、努力するといふ点だけでも多として、時間がありまから、質問を続けませんが、小林政府委員に伺います。工業短期大学とこの工業教員養成所の科目の比較はいかようになっておりますか。具体的に伺います。工業短期大学の基礎一般教育科目は何単位になっておりますか。ある面では短期大学より劣っている面があると思ひますが、

○政府委員(小林行雄君) 短期大学におきましては、三年制の短期大学の場合で合計してはやはり九十三単位、それから二年制の短期大学は六十二単位というところでございます。で、中身から申しますと、三年制の九十三単位の中には一般教育科目として十八単位、それから保健体育が三単位、専門教育科目が三十三単位ということになっております。それから二年制の方の六十二単位の中身は、一般教育科目が十二単位、保健体育二単位、専門教育科目二十四単位、なお外国語につきましては、必ずしも必修でないということになっております。

○矢嶋三義君 いろいろ教員養成所は、基礎教育科目は十七単位ですね。そうなりますと、三年制の短期大学の

十八単位よりも一単位少ないということになるわけですね。いかがですか。○政府委員(小林行雄君) 共通必修の科目として基礎教育科目は十七単位でございますが、そのほかに教職教育科目七単位をやることにいたしてありますので、合わせて二十四単位ということになります。

○矢嶋三義君 内藤さんおいでになっておられますね。あなた専門家ですから、伺います。教員養成というのは、必要な専門知識と、それから人間としての教育、教育、これは一般日本人としての教育、その上に教員としての教職教育をアルファとして教員を養成するというのが原則だと思ひますが、この点、いかがですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) お説の通りでございます。

○矢嶋三義君 だから人間形成という立場から考えますと、この工業教員養成所の科目の設定の仕方よりは、三年制の短期大学の方がよほどりばです。よ、人間形成という立場からいいますと、だから、まことに失礼ながら、工業教員養成所卒業生というものは単なる技術屋さんですね。一言にして言うならば単なる技術屋さんですよ。だから専門教育科目を九十三のうち六十単位やる。まさにこれは破格ですね、九十三のウエートからいくならばですね。だから単なる技能者、技術者というのとしてあるわけですね。だから、ある産業界から技術者、技能者が必要だからというので、そういう速成養成をやるといふことは、発展性はなにかもしれませんが、その限りにおいては許されませんが、認められる。しかし人の子なんです。人の子を教育する

のですから。しかも将来の日本の産業界を背負って立つ技術者を教育する教師を養成するのであるから、その人間形成面に単位が十分でない。短期大学にさえ劣っている。この点にむずかしい問題があるのじゃないですか。もうちょっと教員を養成するという立場から、科目と単位の検討はできないものですか、私は再検討すべきだと思ひます。かりに小林さんの見解をいれまして、この基礎教育、一般教養です。これは大学の四十八単位に対して、教員養成所は二十六単位、半分ですね。そうして一般教育科目、基礎教育が非常に不十分だといふのは最もあの象徴的な特徴です。こういうことで創造的な教育なんかやれる人が養成されるでしょうか。それとも、非常に素實的に優秀な人材が集まってくれば、みずからの独学によってある程度カバーできます。しかし、今の日本の産業界の現状からいって、授業料減免についても、あるいは貸費の問題についても、あるいは将来大学への接続と、こういう点から考えても、素實的に優秀な人材がこういう構想では集まるとは考えられない。ある角度から具体的な施策を講じますと、失礼ながら経済力の弱い階層の子弟が、優秀だけれども他に機会がないというよりな方が集まる場合もある。そういうようになっておれば、素質が優秀だから、ある程度足らざるを補い得ると思ひます。今、この諸条件から考へた場合に、非常に質的に優秀な人材がここに集まるとは考えられません。しかも、教室で大事な人間形成の科目が不十分という点については、致命的な欠陥がここにあると思ひます。その科

目そのことについては再検討されるべきだと思ひますが、文部大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 再三申し上げますように、やむを得ない改善の策でございますから、御指摘のような、ある程度の欠陥はあると思ひます。科目等につきましても、実施の結果に照らしまして、また、養成所の所長以下の意見等も十分に聞き、連絡しながら、将来に向かっての改善ということも考えねばならぬことは当然だと思ひますが、当面はこれでスタートを切つて、欠陥を補ういろいろ努力は今後に待ちたいと思ひます。

○矢嶋三義君 しかし、それは不可能なことなんです。それで学生諸君に誤れる認識をされてはなりませんから、明確にしておきたいと思ひます。まず、この養成所を卒業した学生が学校教育法に基づく大学の四年への編入は不可能だ。これができるような、不確定的な事柄を学生諸君に印象づけておいたならば、一生の問題でかわいそうだと思う。それは教育科目の設定の仕方からいいますと、それから一年、二年、三年とカリキュラムを組んだそれからいいますと、大学の教養課程とは全く違いますから、とも大学の四年あたりの編入はできっこない。これは明確に文部大臣にお願いしたい。いかがですか、文部大臣。

○政府委員(小林行雄君) 確かに教育課程の中身が大学等とは違つておりますので、普通の場合の編入とかかなり様子が違つております。しかし、この工業教員養成所につきましても、それぞれ母体となりますところの、付設する

大学側におきましても、やはり将来編入ということは考える方がいんじやなからうか、そういう道もあけておく方がいんじやなからうかという御意見も実はございまして、そういう点いろいろ勘案いたしまして、将来をういった道をできるだけ開いて、この卒業生が将来また志を新たに大学への勉強をしたいという場合には、できるだけ便宜が与えられるように方法を検討したいと思ひます。

○矢嶋三義君 そんな、局長さん、無理な夢みたいなことを言つちやいけませんよ。これは宇宙ロケットを日本が飛ばすのと同じ程度の困難さがありますよ。日本の今の学制はめちやくちやになりますよ。それは袋小路にならないでつながつていけば、それに越したことはないですよ。そういうようにしたいという気持はわかります。わかりませんが、それは不可能なことなんです。それを将来いかにできるような誤れる期待と希望を学生諸君に与えて、その学生諸君が入学してきたらかわいそうだと思う。私。だから、その点をばつきり、無理があるということを法律案審議の中で明確にしておいたらいと思ひます。それは、そんなことをしたら、今の日本の大学の教育体制というものはこれわけてきますよ。全教授連合の反撃を受けますよ。文部大臣、これははつきりしておいていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教科内容に言及して、詳しいことはむしろ私はお答えしかねますけれども、今、政府委員が申し上げましたように、袋小路でないようにする方法があるならば、

大学側におきましても、やはり将来編入ということは考える方がいんじやなからうか、そういう道もあけておく方がいんじやなからうかという御意見も実はございまして、そういう点いろいろ勘案いたしまして、将来をういった道をできるだけ開いて、この卒業生が将来また志を新たに大学への勉強をしたいという場合には、できるだけ便宜が与えられるように方法を検討したいと思ひます。

○矢嶋三義君 そんな、局長さん、無理な夢みたいなことを言つちやいけませんよ。これは宇宙ロケットを日本が飛ばすのと同じ程度の困難さがありますよ。日本の今の学制はめちやくちやになりますよ。それは袋小路にならないでつながつていけば、それに越したことはないですよ。そういうようにしたいという気持はわかります。わかりませんが、それは不可能なことなんです。それを将来いかにできるような誤れる期待と希望を学生諸君に与えて、その学生諸君が入学してきたらかわいそうだと思う。私。だから、その点をばつきり、無理があるということを法律案審議の中で明確にしておいたらいと思ひます。それは、そんなことをしたら、今の日本の大学の教育体制というものはこれわけてきますよ。全教授連合の反撃を受けますよ。文部大臣、これははつきりしておいていただきたい。

検討して実現したいという希望は捨てておりません。

○矢嶋三義君 それじゃ、大学局長、伺いませう。どういう方法があるの。

○政府委員(小林行雄君) その養成所

の案を立案いたしました際に、いろいろ先ほど申し上げましたように、大学側の意見も徴したわけでございますが、御承知のように、たとえば外国の大学、外国の高等教育機関を出て日本の大学に入ってくるという場合にも、編入のような制度も認められるのでありますから、そういうような例も勘案して、もし何らかの方法が認められるならば、その道をあけてもらいたいというものが要望でございますので、文部省としても、大学の納得を得て、無理なくできるものならば、そういう道も開きたいという気持ちでございます。

○矢嶋三義君 そういふあやふやなことを答弁しておいて、この法案を上げてもらおうなんていうのは虫が、いかにすよ。審議は終結いたしますが、しかし、局長さん、そういう答弁では無責任じゃないですか。外国の大学を卒業した人を日本の大学に編入させるのと同一に論ずべきものじゃないのですよ。違ふのですよ、それは。国内間における問題と、外国の大学を出て、たとえば語学を非常にやっておるのとは非常に質的に問題が違いますね。たとえば基礎教育科目でも、物理が三単位、化学または図学が三単位というのですよ。ケミストリーと図学をあわせていづれか三単位というのですよ。一方をやったら一方はやれない。ひどいものですよ。あなた、数学にしても五単位です、三年間に。これ将来、大学に

編入できるように便宜をはかりたいなんて、そういうようなことを言うから、池田長官に、文部省とんでもないと言われるのだけれども、これは中教審の意見を伺いましたか。大学当局のそういう点についての見解を承って、大体よさそうだといい見通しで答弁されておるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申しましたように、四年制の大学と教育課程の基準が違い、教育内容も違っておりまして、相当これは問題があらうというふうに考えておられますが、もし、そういう無理であつてもそれを克服して道が開けるといふことであらば、そういうものは検討したいというふうに考えておるわけでございます。現在思つておられますけれども、そういう意味で検討はしたいというふうに考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 検討することはけつていりますが、誤れる期待を持たせまいようにしていただきたいと思ふ。もう一点、同じ部類の問題ですが、大臣は、衆議院の速記録を見ますと、大学卒業と同じ待遇をしたいと、こういうふうに答弁されておるのです。それが本委員会でも一、二伺いました。そのときに人事院の総裁並びに給与局長は、今の日本の給与制度から言つて、修学年限と免許を重視しておる今の日本の制度からそれは無理だと、こういう答弁をされておるわけですよ。僕はそれはその通りだと思ふのです。これを修学年の三年ということ、それから普通二級免許も取得できない免許をかけて特別な臨時の措置として救済する、そういう便宜を講じておきな

ら、これを四年の大学を卒業し、堂々と一級普通免許をとつた人と同じ待遇をするということになれば、これは青年諸君の思想上にも私は影響してくると思ふ。そういうことは不安なことだと思ふのです。しかし、努力してそういうふうにしたいて、いかにそのなるかのような受験者諸君に期待と印象を与えるということは私は罪なことだと思ふのです。だから、そういう気持ちではおるけれども、そういうことは困難性があるということは明確に答えておいてもらわないとあとで困ると思ふのです。大臣いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今の段階といたしましては、人事院の意向等も、本委員会でも表明されたことに關する限りは、御指摘のような困難性がある」と私も理解しております。給与体制として形式的に同じだといふことが仮りにできないといつたとしても、実質的には同じになるように考慮する、努力するといふことはこれは私は当然なことだと心得ております。そういう努力をいたしまして、人事院ともよく相談をいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 日本の教育体制、免許制度、給与制度というものを混乱させないようにならなければならぬというところは、これは立法府においても行政府においてもなるべく基本的原則だと思つておきます。特にこれは私を請ひたいので、特にこれは私を請ひたいので、可能なことがあります。この法律案が成立した場合に、それは特別奨学生のワケを広げて全員特別奨学生に採用するといふこと、そうなりませうと、下宿の諸君は七千五百円、それから自宅通学の場合には四千五百円貸与される。そして、あなた方、われわれ

れ期待しておるよりに、教職についていただけは全部免除になるわけですから、だから教職員としても確保できるし、それから当事者も学費の面で助かるわけですから、そういう点に魅力を感じ、優秀な素質を持った生徒諸君が応募してくる場合も私はあると思ふ。これは可能なことですから、今特別奨学生のワケは八千人になつておりますが、このワケを別ワケとして広げて、そして養成所が充足した場合には全学生を特別奨学生として採用する、このことは予算も多かりませうし、最も現実的で最も可能な具体的な施策です。これをやっていたら、これを強く要望し、大臣の御所見を承ります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま御指摘の点は、先ほどの御質問に對して付加して申し上げた通りでございます。当面、運用上奨学制度を活用して参りたいという考えでございます。

○矢嶋三義君 運用上活用するといふことは、私が意見を申し述べたお伺いしましたように、かつての高等師範あるいは臨時教員養成所のように、あるいはそれに準じて全員奨学生に採用できるように、そういう方向で努力をする、大臣のお考えはそうだと、かように了承しておいてよろしくございませう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) すでに御決定いただきました予算では、当然そのことを予定してはおりませぬけれども、差し向きのところでは、運用上御指摘のような方向に持つていきたいと思つております。

○矢嶋三義君 私の主張しているところは、あの八千人の予算のワケ内で運用しますと、他の大学の学生の諸君にしわ寄せがきますから、これはいけないことだと思ひます。予備費の支出はかかるなり、昭和三十三年以後は予算編成においてそれを配慮するなり、そういう方途を取るべきである、取つていただきたいという要望を兼ねて私は何つておるわけですから、もう一回お答えいただきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お示しの通りのお話をやろうとしますれば、予算的には三十七年度以降に期待せざるを得ないと思ひます。その意味での努力は一つの事柄としてやりたいと思ひます。今年度といたしましては、現実に特別奨学制度を受け得るような人があるべくたくさんの方に入つてきますように懇望しつつ、結果的に先に申し上げたようなことを実現したい、こういう意味でございます。

○矢嶋三義君 質問を続けます。小林政府委員に伺いますが、一昨日、進藤参考人の口述から明確になつたわけですが、東京工業大学の学長は、三十五年の九月に私信の形で意見具申をしておるわけですよ。このことについて衆議院の速記録を見ますと、あなたには知らない、関知しないと答弁しておりますが、これはどういふわけですか。

○政府委員(小林行雄君) 全体のお集まりの際に御意見の発表がございましたこと、それからまた特に私のところへおいでくださつてお話をあつたことについては記憶いたしておりますが、私信と申しますのは私ちよつと今記憶がないのでございませぬが、村山課長の方にはその記憶があるようでございませぬ。

○矢嶋三義君 村山大学理事長は当時教職員養成課長であつたはずですね。あなたは東京工業大学の学長の私信を知らんになりましたか、なりませんか。

○説明員(村山松雄君) いただいております。

○矢嶋三義君 それをあなたはどういうわけで上司である大学学術局長にそういう重要な私信をお見せしないか、怠慢ではないですか。

○説明員(村山松雄君) 各大学からいろいろ御意見を寄せられたわけでございまして、大部分は口頭でのお話でございまして、工業大学はメモの形でお持ちいただいたわけでございまして、その概要につきましては報告いたしましたわけでございまして、内容の概要を申し上げます、工業教員養成所の趣旨は賛成であるけれども、もう少しその内容を充実してほしい。たとえば教官組織につきましてももう少しふやしてほしい、それから施設や設備についても、たとえば一学科当たり五百坪よりももう少しふやしてほしい、それから工業大学は大岡山の学部のところではなくて、田町の付属高等学校のところへ作る関係で、運動場が狭いので、これの拡張について協力してほしい、この拡張について協力してほしい、というふうな内容であつたと記憶しております。これらはいずれも予算に關係することでございますので、御趣旨に沿つて努力すると申し上げ、事実努力もいたしましたわけでございますが、予算といつたしましては工業大学御要望の線までは達しませんでしたので、その事情を三十六年の二月に入りましてやり直した打合せでも申し上げまして、努力の足りなかつた点はおおむねを申し上げ、きまりました予算の線で計

画をいただくことに御了承願ひまして今日までやっていただいております。

○矢嶋三義君 私は池田科学技術庁長官のようない方を見方をあなたの方に対してはいたしておりません。一部は認めますけれども、しかし、不十分な点もありません。何がゆえに、工業大学の学長が教授会の総意に基づいていろいろ私信を出してきたものを、なぜその書面を学術局長にお見せしないのか、真剣にその意見を検討し、取り上げようと努力されないのですか。日本の工業教育に關しては最高峰ですよ、工業大学は。今まで技術者の養成についても、あるいは工業教育者の養成についても、かくかくたる業績を日本に残しておる学術局長ではないですか。そういうところの最高責任者の学長じゃないですか。あなたの方の心がけに欠けるところがありますよ。私は衆議院における同僚議員の速記録を見て驚いたわけですよ。小林さんは関知しないと答弁しておる。そういう速記録を学長が見たら心外千万に思うだろうと思ふ。文部大臣に伺います。そういうことでよろしいでしょうか。一体、学術会議あたりの意向ですね、学界を代表するのは学術会議ですが、こういうところの御意見というものは日本の行政に反映させることを目的としているわけなんです。ところが、なかなか日本の行政に反映しないところに日本の政治面、欠陥があるというところが、これは朝野において指摘されているのですよ。それで、学術会議のことはさておいて、工業大学に教員養成所を付置したいと協力を求めているのでしたら、その大の学長が教授会に諮つて、ある意見

をまとめて、今申された以外に大事なことは、一人について八千円程度の給付をせよという優秀な人材を集めてほしい。そうすれば、四年間が三年になつても、素質がよければ次善、三善の策を講じましょうという気持で、協力的な、建設的な意見を具申しているわけですよ。そういう書面は、大臣、次官、局長、課長が顔を突き合はして熟説検討して、その実現に努力するといふのでなければ、ちよつと読んで机のすみに置いておいて、こんなことを言つてきたら口頭で言つて、国会の段階になつてから、そんな私信は知りませんなんて、怒るのはあたりまえですよ、大学の学長並びに教授が、

こういう点は、やはり文部省の皆様方、もう少し謙虚に心がけを私は改めていただかなければならぬと思つて、文部大臣の御所見を承りたい。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 見たことではないといふことは要らないことだと思つたと思つたが、今も説明員から申し上げましたように、内容的には所管局長にも十分伝わり、しかも文部省全体としましては、協力していただく各大学につきましても、礼を厚くして連絡しながら、相当の無理があることを万々承知いたしておりますから、御協力願ひ態度で終始いたしております。その要望がいれられなかつたのは、当該課長とか、局長といふことでなしに、予算折衝においての努力不足を私が痛感するわけでありまして、先ほど申し上げておきますように、現状で次善の策とは申しながら、これで足れりとはむろん思つておりませんので、今後の努力の成果によつて各大学の協力の好意に報いたいと思つております。

○矢嶋三義君 この付設を予定している九大学、それから東京工業大学の有志教授団、それから本日書面が配付されました愛知県における六大学の教職員組合教授連合、そういう方々から反対の声明が出されているわけですが、このことは、法案作業段階において意見の聴取が不十分である、こういうところに私はやはり原因があると思ふ。そもそもこの教員養成所は、わが国における教員養成現行制度を相当に型破りをする内容のものであります。十分、中央教育審議会あたりの審議を経て、その答申を待たなければならぬものだと思います。ちよつと了承を受けるといふような形ではないかと思つたのです。私は、かつて出た新聞の切り抜きをよつてあるわけですが、中央教育審議会の大学特別委員会が非常に力説した意見の中の一つとして、一般教育といふものはぜひ必要なんだ——これは教員養成についてでないのですよ。大学教育の面について人間形成と深いつながりのある一般教育といふものはぜひ必要なんだ、現在の新制大学が旧制大学より劣つているという人があるけれども、もしそれを認めた場合には、その一番大きな原因は一般教育の不十分な点にある、こういう意見が圧倒的なんです。中教審でね。従つて、発展性がない、創造性が伴つてこない、そこで、一般教育は今後の大学教育において充実しなければならぬ、そういう角度において日本の大学制度を検討しなければならぬ、こういう一応の結論が出ています。そういう状況下に、工業高等学校の教員を養成する臨時教員養成所で一般教育を非常に軽視してある。中央教育審議会

に正式に諮問することなく、了承を得るという程度で出されたというこの行政手続にも私は反省しなければならぬ不十分な点がある。私は深甚な遺憾の意を表明するわけですが、こういう点についても、文部省の皆様方のやや独善、独走といふ点を今後注意しなければならぬのじゃないでしょうか。文部大臣いかがお考えでございませうか、お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一般的な態度としては御指摘の通りだと私も心得ます。ただ問題は、中教審に、大学制度一般、教員養成のこともあわせて考へつつ検討願つておる段階でございまして、このことだけを特別の課題として正式の諮問をして、御答申を待つというところも、そういう手続上現実的には困難があつたわけでございまして。放つておけないというタイミングの問題もございまして、勢い略式の相談といふことにならざるを得なかつたわけでございまして。一般的に申し上げて、十分の手はずを経たとは思ふと思ふ。承知いたしております。

○矢嶋三義君 やむを得なかつたことばかりで、全くやむを得ない法案とでも名前をつけたいように思ふのですが、これを押し問答しては思ふほど時間がかるから、もう二項目ほど質問したいことがありますので、質問を進行させます。大臣に伺いますが、教員養成について、私立大学に今後協力を求めるのか、それともこの前小林局長が答弁されたように、教員養成については協力

を求めないという態度で荒木文政は進んでいくのか、お答えおき願いたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御審議願っておりますような臨時の教員養成所という形では協力を求めるつもりはございません。それは、この前の委員会でも政府委員からも申し上げましたように、あくまでも臨時、次善の措置でございます。まともな教育制度を通じて教員が獲得できるという場合には、当然これは廃止すべき筋合いのものでございますから、そういう臨時的な措置を私学に要望するということは、事実問題としても適切でないのみならず、迷惑をかけることが最後のにはあり得るということからいたしまして、私学に対してこの形での教員養成は今後といえども求めるつもりはございません。ただし、申し上げるまでもないことでございますが、国公私立を通じて、教員養成課程の制度があるわけでありまして、そういう面を通じての教員の供給を、従来通り、もしくはそれ以上に努力をしていただくという意味においての協力は今まで通りでございます。

○矢嶋三義君 この法案は、所得倍増計画に伴う人材養成からの必要性と、それから昭和三十八年をトップとするところのベビー・ブーム、これの対処策の一環としての内容をこの法案は持っているわけですね。そこで今後の教員養成計画というのは国公私立にかかわらず計画的に推進されるべきものだ、私学へも協力を求めていくべきものだ、私は考えますが、そこではこの際大臣に何っておきますか、いわゆるベビー・ブーム対策としては具体的にどういう青写真を持っておられるのか。

この法案はその中のごく一部、工業高等学校、それに対処する教員養成という一部にすぎないわけでありまして、全部の青写真の概要をお答えおき願います。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘のようによろしく生徒が急増して参ります。同時に所得倍増計画も推進しなされるので、このように点から私どももたまたま計画いたしておりますのは、三十八年以降におきましては現在の進捗率を下げないという大前提に立って計画を進めると、大体百十程度のもので公私立において取寄いたしたい。公私立の割合は従来の実績から見まして七対三ぐらいになるわけでございます。公立におきましては六十五万から七十万程度のもので公立において取寄いたしたいと思っております。公私立いずれの場合におきましても、先ほどの所得倍増計画がございますので、工業に重点を置きたい。工業につきましては今後公私立合わせまして八万五千人の定員増加をはかっているというわけで、本年よりあえさず一万人の増を予算上計上いたしまして、ほぼ一万人二百人ほど現在のところ確定をいたしておるわけでございます。そこで、公立六十五万ないし七十万をどういうふう消化するかという次の問題でございますが、私どもは一応新設を、一カ年五万として十五万程度で新設を見た。残りの五十万程度のうち半分は、三年間でございまして、臨時的にすし詰めをいたす、残りの半分の二十五万程度、これは全国の学級数の約一割に当たるわけですが、一割程度の学級数はこれは既設の学校の拡充と、こういうことにならうかと思っております。

であります。こういうような方向に基づきまして、ただいま府県に文部省の方針を示しまして、具体的な県の計画をいたしましてこれを今まとめておる段階でございます。なるべく早くこの全体計画を見まして、三十七年度以降の予算折衝にも支障のないようにいたしたいと考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 その青写真に即応する教員養成計画はどういうことを考えておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体今申しました百十程度のものに対しては、教員数といたしまして約三万程度の増にならうかと思っております。この程度のものですし詰めをいたす現在の教員養成の中で消化できます。ただ工業につきましては現在でも不足しております。さらに八万五千の定員増加をいたすために、これが累積いたしますと昭和四十五年までには四十数万に上りますので、そのためにはどうしても臨時教員養成を考へなければならぬというのが、この法案の提案理由の大きな原因でございます。

○矢嶋三義君 この点はもう質問を敷衍いたしませんか、一点だけ聞いておきたいのは、今あなたの青写真を進めていくにあたっては予算を伴うわけですが、その予算措置等を見ておられますか、意識されているか、されてないか、もしもありませんが、施策から現実に現われてきた面を見ますと、女子教育は私学で、男子教育は国公立で、こういって現実面が出ておられますか、これは意識されておられるのかどうか、荒木文政大臣に承りたいと思つて、それは誤りだと私は思つて、ともかく女子教育は私学

でというのは現実面にそれは出てきております。これは今後青写真を進めていくにあたって、予算編成等に当たつて考慮しなくちゃならないと思つて、御所見を承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お示しのような事柄を意識しているわけではないうと心得ております。結果的にさういふことにならうかと思つて、実態を私自身もよく把握ができておられますので申し上げることができませんが、十分検討させていただきます。

○矢嶋三義君 教員養成のために大学に在学する学生の数、それからそれは自然科学にしろ、人文科学にしろ、社会科学にしろ、人文科学にしろ、教育計画を立てていくにあたっては、教育計画があるわけですね。従つて、教員養成を目的とする学生にしろ、一般の学生にしろ、国公私立の大学に現在学生が何名程度在学して勉強しているという数字は、国の政治という面からいって文部大臣は数を把握しておられなければならぬと思つて、ところが先日の池田科学技術庁長官とあなたの答弁を承つておきますと、これは若干の誤差はやむを得ないと思つておられる、大まかなものは握つていなければならぬと思つて、把握の仕方に不十分というのか、私はあると思つて、この点についてはどういふ反省をされておられるか、御所見を承りたいと思つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 以前に当委員会でも数字的な御質問に對しまして、数字に弱いことを告白申し上げましたが、数字的にもっと勉強して池田長官並みになりたいと思つております。

○矢嶋三義君 それはよけいなことで

すよ、池田長官並みというのには放言です。これはある意味では放言は池田長官以上です。ILOに對する放言のごときは国際級です。それはちよつと茶目つ氣を出されたんで、それが、時間があるから追及いたしません。あと二項目ですが、討論の必要上明確にしておきたいのですが、内藤局長さんと小林局長さんに伺います。この技術者の不足推定数、充足計画に伴う資料を出していただいたもので、十分検討させていただきます。高級技術者の養成計画の一万六千人の定員増は、もうちよつと早く繰り上げるといふふうにしなさいと、中級技術者の養成計画のそれとバランスがとれない、のみならず、支障を来たすのじゃないか、これは予算編成にも影響して参りますけれども、あの一萬六千人の定員増の計画は、一年でも二年でも繰り上げるといふ方向でこの計画を修正されなければならぬのじゃないかと思つて、この点について小林局長と内藤局長の説明を承つておきます。

○政府委員(小林行雄君) 一萬六千人の計画で参りますと、御承知のように、十年間に約十七万人もの不足数の累計になるというところでございまして、これでは非常に産業界の発展に追いつかないという事も予想されますので、私どももいたしましては、一萬六千人計画を実施するにつぎまして、できるだけ学生の増加、増募等を全般に繰り上げて、できるだけその不足の開きを少なくするように、明年度以降さらに努力をいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 その限りにおいて答弁

了承しました。

九





合つて、そういう犠牲の起らないように、今後この問題を話し合つて措置する、そういう考えありますか。これはやらなければならぬと思う。今の大学局長の答弁からいけば、支障のない範囲内で――実にはく然たるものです。支障のない範囲内という言葉が使われているのが日本国会の特徴なんです。こんなことで抽象論をやつておつたのでは話にならないから、具体的にどうするのか、この点について話し合う用意がありますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 付置して、その大学の先生が講師という形で兼任するということが当然予定しているわけですから、その限度内ではその大学に迷惑がかかるとは思いません。かかるとは思いますが、かかってもなおかつ先生の養成が必要だということを確認していただいで御協力いただくわけですから、しばらくがまんしていただくという、これはまあこの制度を考えましたときから当然そのことは予想されることではございまして、そのことも含めて当該大学としては一応御賛成を得ているわけではございまして、で、今お話のような、具体的に今後しからばどうしていくのか、迷惑がかかるとは当然としても、最小限度にしてしかも目的を達する方法いかんということ、これは相談しなければ出てこないことだと思ひます。同時にまた、そういう具体問題は養成所それ自身が自主的にきめることでもございまして、文部省が決定してその通りというわけには参らぬ筋合いかと思ひます。もちろん十分の打ち合わせをしてそのないようにするのは、当然のことと心得ます。

○若岡正男君 迷惑が起くるのは最初から覚悟の上だ、しかし迷惑が起つてもがまんしてもらわなければならぬ、これが大臣の答弁の要旨のようであり、私はそういうことははなはだけしからぬことだと思ひます。それを予想して――本末転倒の感がありますので、この点では賛成することができません。まあいろいろ私も質問を準備しておつたのであります、これは討論の中でやることを前提として、これでもまあ協力して終わります。

○委員長(平林剛君) 他に質疑のおありの方はございせんか。――他に御発言がなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございせんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。よつて質疑は結局いたしました。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○矢嶋三義君 私は大たいま議題となつております国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に對して、社会党を代表いたし反対の討論をいたさんとするものであります。

まず指摘をいたしたい点は、かような日本の教員養成制度、学制、尊重されるべき免許法の運用に混乱を招来するよう、な、こそぐのどのろなわ式法案が出てきた速因といふものは、わが国の科学政策、教育政策の貧困にあると思ひます。十年後に所得倍増計画に即応する高級技術者が約十七万人不足する、同じ池田内閣の科学技術庁長官は、その十七万人という数字は誤り

で、それ以上だといふ見解も表示いたしておられます。一応十七万人として、これから七年間に一六六千人の定員増をはかられようとしておる。また中級技術者の面では約四十四万人不足であり、これに即応するために七カ年間に約八万五千人の定員増をはかられようとしておるわけですが、審議の段階で明確になりましたように、この計画はきわめてずさんであります。その線から引き出されて参りましたこの教員養成計画は、はたして現時点に立つてこれを見た場合に適正なものでございせんかという点については、政府答弁の数字をもつてしては、にわかには判定すること、これは教育政策の貧困のもたらすところでありませぬ。

それからかような火事どろ的な法案を提出しなければならなくなつたことは、結局、長期計画的な科学政策の欠如しているという点にあるわけでありまして、よく叫ばれながらも、教育投資、特に研究投資の面については、世界の先進国の現状にはるかに劣つておられます。具体的に申し上げますならば、昭和三十三年の時点において、日本は国民総所得の〇・九四〇しか研究投資をいたしておりません。国民所得がわが国の数十倍もあるところのアメリカにおいて二・七〇〇の研究投資をしていくわけでありませぬから、いかに貧弱であるかといふことが言えると思ひます。日本の資源、国土、人口、それらの条件を考へる場合に、教育投資、研究投資こそ、國としては最も効率的な投資だと考へられるがゆゑに、その角度からの予算の編成、具体的な科学

政策を計画的に年次的に推進してこなかつたところに、かような法案を審議し、当面間に合わせなければならぬという事態が起つてきたわけでありまして、この点まことに遺憾に思ひます。でございます。特に一番大きな根本は、研究者、教員の面について言うならば、一般教職員の給与並びに待遇の不適正であると思ひます。審議の段階になつておると思ひます。審議の段階に明確になりましたように、最近三カ年間に、元国立大学の理工系教官が海外に流出した人数は三十三人と指摘されておられます。また民間へと流れた研究者は三十二年に千二百八十七人、三十三年に千四百六十六人、三十四年に千六百三十人といふ膨大な数字を示しておられます。また公務員給与法の研究職俸給法の適用を受けている方で、その待遇が適正でないという理由で離職された人が、三十四年度だけで政府発表においても二百五十五人といふ数字を数えておられます。かように産業界は活発であり、給与と待遇が公務員に比してはるかに高いのです。それに対処するところの具体的な施策を行なわないところに、かような法案を必要とするということに相なつたわけでありませぬ。政府の責任を追及せざるを得ませぬ。特にこの法案と直接関係があるところであります。全国の七大学に教員養成課程が設けられ、百三十人の定員があり、そのうち百三十人の定員が政府に明示されましたように、三十五年度において、そのうちわずか一人しか教員にならなかつた。現実には、この事態が起つておることに對しては、政策を立て、それを行政執行して参るところの政府としては責任を感

じ、適切な方策を講じなければならぬ。抜本的な方策を講ずることなく、安直にこつた法案によつて当面を糊塗しようといふ点について、基本的に賛成することはできません。

第二点といたしましては、参考人の口述にもありましたように、また、文部大臣もお認めになられたわけでありませぬ、工業教員に限定することなく、全教育者、研究者、こつた方々の給与及び待遇を適正にするといふこと、改善をするといふこと、この施策をせむとも実現しなければならぬ、これを私は、その研究とわれわれの審議を求めてくるように具体案を作成することを行政府に要求をいたします。そういう点に根本的な顧慮を払つていないこの法案に私は反対いたすわけでありませぬ。

それから第三点としては、先ほど申し上げましたように、日本の戦後発足した教員は六三三四制度下において、大学において養成するといふ、この基本的な制度、教育体制、これをこわし、混乱に陥れている点、最も大きな反対理由であります。その結果として、教員の資質が低下するといふこと、申すまでもなく教師はその一般教育、それから専門教養の高き者を養成され、しかもそれは発展性がなければならぬわけでありませぬ、審議の過程に明確になりましたように、一言にして言うならば、基礎教科も一般教養といふものを非常に削減をいたし、特に人文、社会科のごときは必修はゼロです。保健、体育関係につきましても、必修をゼロとするといふような単位取得状況でありまして、人の教師となる、教師の人間形成上に非常に欠陥

がある、そして単に技能者、技術屋をもって充足しようという点に基本的な誤りがあると思ひます。この点については自民党推薦の参考人であられました北海道大学の学長さんその点を認められ、また勝田参考人、進藤参考人の口述の中にもこの点最も遺憾だと指摘をされております。これはこの法案に反対する最も大きな理由であります。

さらに第四点として反対をいたし、またこの法案がもしも成立した既において善処していただかなければならぬ点は、九つの大学に付設するという点であり、九つの大学の大学はそれぞれみずから教育と研究をやる使命を持っておるわけです。この法案の内容によりまして、必ずや親大学の教育と研究体制に支障を来たし、迷惑をかけるおそれがあると思ひます。かようなことなきやうに十分再検討をすべきものだと思ひます。特に専任教官の少ない、こういう点は必ずや親大学の教育研究に支障を来たす部面が出てくると思ひます。がゆえに、反対理由の一つとしてあげると同時に、もしもこの法律案が成立の後においては、かようなことなきやうに善処することをお望み申し上げます。

それから第五点として、反対理由であるとともに、この法案が成立した後善処方を要望いたしたい点は、ともかく資質の優秀な人材が確保されるという方途を具体的に考えなければならぬ、そういう点が考慮されてないという点がまたこの法律案の欠陥であります。そこで具体的には、たとえば審議の段階でも出て参つたのであります。が、授業料を減免するか、全員を特

別奨学生として採用するか、そういう具体的な方策が伴っていない点、法案の欠陥であるとともに、法が万一成り立って運用する場合には、ぜひともその点に配慮をしなければ重大な支障をもたらすものと考えます。

最後に、わが日本社会党の態度であります。冒頭に申し上げましたように、この法律案には反対であります。そしてわが日本社会党としては、教員養成はあくまでも今の教員養成制度六三三四制のもとに学校教育法に基づく大学において養成するというこの基本線、それからそのもとにおいて施行されていきますところの現在の免許法制度、こういう基本線を絶対にくずしてはならない、これが社会党の基本的な教員養成に対する原則であります。

その具体的な方法としては、あるいは現行学校教育法に基づく大学に工業教育学部を設けるといふようなことも一つの方法であります。これらの具体的な政策としては、衆議院においてわが党から修正案として提出をし、不幸成立いたさなかつたのであります。が、社会党はそういう見解を持っており、同時に、先ほどの討論段階に出ましたように、教育者、研究者のともかく初任給の引き上げを伴う給与待遇の改善、これを徹底的にやるべきだ。それによつて工業教員は確保できる、そのよ

うな見解を日本社会党は持つておるものであります。これを要するところ、この法律案は現行わが国の教員養成制度、教育制度、免許制度、さらには、文部大臣の見解をもつてするならば、日本の現行給与制度、それらを破壊混乱に陥れるものであり、きわめてこそるる、どろなわ式、近視眼的、拙速

的な立場から出た法律案であり、日本の将来の産業界を背負つて立つ中堅技術者を養成する工業高等学校の教員養成の方策としては、絶対に許容できない内容のものであるといふことは、わが日本社会党が本法律案に反対する理由であります。

以上、反対の理由と教員養成に対するわが日本社会党の見解を表明いたしました。反対討論といたします。

○野本吉吉君 私は、自由民主党を代表いたしました。先般来、本委員会におきまして、きわめて熱心に、しかも慎重に論議を続けられて参りました国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に關しまして、賛成の意を表明いたしましたのであります。

わが国の経済の発展あるいは向上が、科学技術者の十分なる確保と供給に待つといふことは、何人といえどもこれを疑ふところがありません。なお一方、昭和三十八年度からは高等学校の生徒が急増いたすといふ、この客観的事実を前にいたしまして、技術者養成の目的達成のために、工業高等学校の新設あるいは増設に対する熱意と関心が、中央、地方を通じてきわめて高いもののあることも、それも事実でございます。このよ

うな事情にかんがみまして、工業高等学校の教員を急速に養成することは、わが国今後の発展と繁栄の基礎的な条件といはしなないきわめて必要な問題であります。従つて、本案は、従来の国の恒久的発展のために、恒久的な教員養成制度と並行いたしまして、一定の期間、側面的に教員の不足を補うという方法をとり、この観点から見ますといふと、必

要にしてきわめて時宜に適した法案であると思ひます。

由來、教育界に人材を招致するといふことは、いついかなる時代におきましても、きわめて重要なことでありまして、このことは、国の教育政策の最も大事な問題として推進されなければならぬものであると考へておるわけでありまして、そして、高等学校教員の養成は、本来、大学においてされるということが本筋であるといふことは、われわれもこれを認めております。しかし、日本の現実は、臨時応急の施策を講ずることの切実な必要に迫られておるわけでありまして、この要請と必要にこたへるためにこそ、あえてこの法案は、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法といふ題名において計画立案されたものであると考へておるわけでありまして、一般国民も、この点につきましては私は十分理解し、また、これを支持されるであらうといふことを信じて疑いません。

次に、本案自体を詳細に検討して参りますといふと、制度的に見ましても、内容的に見ましても、多少の問題があるといふことにつきましても、われわれもこれを認めておるわけでありまして、従つて、文部当局におきましては、優良な教員多数を確保して、本法

律案の趣旨が遂げられるように、諸般の方途、すなわち、処遇の改善あるいは教育設備施設の充実、教官の充実等々の点につきましても、今後、実施の過程を通じて、慎重な検討を遂げられまして、本案が提案されました趣旨が実現されまして遺憾なきを期するよう

にお願いいたしたいと思つております。なお、この法案が成立いたしましたら、養成所が付設されます各大学におきましては、非常に強い国家的要請と期待とに十分思ひをいたされまして、学校の運営、教育の実施の面におきまして、できるだけだけの協力を賜ふことを希望し、また期待いたす次第であります。

以上をもちまして私の賛成討論を終わります。

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表いたします。本法案に反対するものであります。

反対の理由はいろいろありますが、左の敷点をあげることができると思ひます。

第一に、本法案のねらいであります。本法案は、所得増進計画に必要な科学技術者を養成するといふようなことを言つておられます。しかし、所得増進計画といふものは一体何なんだ、だれのための一体所得増進計画か、この性格をはつきりわれわれはここで明らかにする必要があると思ひます。池田内閣の所得増進計画は実行して半年、すでに大きく動揺し、また、大衆の非常な嫌悪を買つてゐるのが実情だと私は思ひます。これは言うまでもなく、所得増進の名によるところの日本米独占資本の要求に合致する、そのよ

であります。私は、この点では、安保条約、自民党が単独に強行しました安保条約の具体的な形がここに出ていたというのを指摘せざるを得ないので、安保条約第二条には日米経済協力ということをうたっています。その中ではいろいろな技術面の提携とか、問題があると思いますが、私はその中で資本輸出の問題が非常に重要な問題だと思ふ。たとえば今年度、国鉄総裁が最近渡米して三百億のアメリカの資金を東海道新線のために仰いだとか、その他等々の事実というものは明白だと思ふ。そういう条件の中でなぜアメリカの資本が日本に入りたがるか、その条件の中にはつきり指摘することのできるのは、日本の低賃金の問題、安い労働賃金、アメリカの労働者の十分の一から九分の一という安い労働賃金が、何よりも独占利潤を追求するこれらのアメリカの資本家たちのこれは一つの大きな垂涎の的になっています。こういう関係から、アメリカ資本を導入する条件として、日本の技術革新、これに伴うところの低賃金の問題が明白に出されております。このような要求に即応するための安い労働力を作るといふことが、いわばいわゆる所得増進計画に必要な技術者を養成するという名目で出されてきておるのが最近の荒木文政の一連の反動立法のあり方でありま

す。私はこの点を明確に指摘しなきゃならぬ。従つて、当然この法案は今大きな問題になっておる工業高校の創設の問題と同時に並行して審議されなくちゃならなかつたのであります。衆議院段階でこれがばらばらに切り離され当院に送つてこられた。ここにも大

体この性格に対する認識の欠如があつたと思ひます。こういふような形で安い労働力を養成する、そのためにはやはり安上がりの施設をもつてまかなわなくちゃならない、こういう形でも、いわば戦前の臨時教員養成所よりもつと質の悪いというよりな格好、おもやにひきしをかけるというよりな格好、そしてこれに対する設備、あるいは教員の配置、その他、たとえば生徒の支給を最初に予定された七千を切るというよりな、いろいろな非常に安上がりのやり方でこの教員養成を強行しようとしてあります。私はこのよりなやり方というものは、根本的に、第二の点の反対の論の論拠になりますところの、日本の教育体系を根本からゆるがせ、混乱させる、こういう重大な問題を持つておると思ふのであります。私はこの見えてきたやり方に対してまず反対するものです。

第二の反対点、これは言ひまでもなく、しばしば本委員会においても指摘されたところでありまして、簡単に申し上げたいと思ひますが、第一に、人格陶冶が非常に不可能になる。全人的な人間形成というものが非常にこれは阻害される。かたわらなる。そして実は科学技術者を養成するというよりなことを言ひていますけれども、そういうよりな高次な目的には全然これでは合致しないのです。全くオートメーション化された機械に從属するところのこれはかたわらの技術工を提供する、そしてそのための教員を養成するという格好に陥らざるを得ない。それからしばしば指摘されました、教員養成の今までとつて参りました日本教育の体系というものは根本からくずれてしま

う。さらにその犠牲が大学にも及んでくる。こういふような事態が十分にこれは想像されるのでありまして、その点からくるところの教育の混乱、体系の破壊といふものはこれは避けられない。こういふ点をまず明白にしななければならぬと思ふのです。

第三の問題は、これによつて教育の質の低下が非常に行なわれてくる、こういふ事態であります。これは先ほどの第一の中でも述べたところでありまして、第一の中でも述べたところでありまして、質の高い技術者を養成するなるといふことは望んでも得られない状態です。政府は苦しい答弁の中で、苦しまざればこういふ答弁をしては、四年かかるところを三年でやるのだ。それはできる、しかし、できるんだというところは、これは精神力でありまして、戦争前時代の発言を思わせます。それに対する保障があるかというところ、これはあり得ない。四年かかると、三年で養うためには、もっと優秀な設備あるいはこれは先生を求めなければならぬわけですね。ところがそういう先生は保障されるかというところ、保障される方法はない。現在第一級のこれはそのよ

うな教師といふものは現在の大学にほとんどと吸収しているのです。そういう点から考えまして、これは全くのた

す。たとえば神戸高校の例であります。これは夜間の定時制ですが、阪神内燃機に働いている者でなければほとんど通学ができない。そうして学校の運営権といふものは全くもう阪神内燃機がこれを握っているという実情が起ります。沼津工業高校がそうですが、これは芝浦電気が全く発言権を持っている。そうしてそういう中でだんだんと大企業に公立の学校が從属するといふよりな形が出ています。そういうところから企業内訓練所と工業高校が非常に類似してきています。こんな形が教育体制の中に現われているのであります。そういうよりな形が固定化するといふ形でこのような法案がこれは作用してくるといふことが考へられます。私は以上のような点を指摘したのであります。その結果予想される欠陥として第四に次の問題をここで個条書に指摘しておきたいと思ひます。

それは第一に、基礎研究と応用研究、開発研究の正しいバランスをくずしてしまふ。そうして基礎研究がそのために衰弱する。こういふ事態が起る。第二には、独占資本に買収され、た科学における研究管理は、研究者の創意を殺し、科学にとつて必要な自由なる民主的な雰囲気奪つてしまふといふよりな点、これは最近起こつてい

る研究テーマを指定するとか、あるいは統制であるとか、こういふ事態がひびんとして発生しているのであります。が、こういふ事態がおそらく今度の処置でもつとこれは促進される。第三に、科学者が経営者の独占に支配され、研究の成果が、自由なるその発表が秘密主義によつて妨げられ、情報の

自由な交換が許されぬといふよりな事態が起つてくる。第四には、景気局面が下降すれば、研究投資が先削られ、計画的な科学研究の発展をこのために保障し得ないといふ事態が起るのじゃないか。これは私の質問に対して、一昨晩、荒木文相は経済の変動は浮き沈みがある、こういふことを言つたのであります。これは世界的な景気の最近の経済状況から考へてみて、こういふ事態に直面しないといふ保障は、ここ数年どころじゃな

い、これはここ一兩年の間に当面しないといふ保障はないのであります。第五には、人間の才能を法外に浪費して、軍事科学的研究など科学の発展の大道からそれた分野に膨大な科学者が投入される、こういふ事態が当然これは起ること

は、安保体制下における現在の池田内閣における軍需生産の育成、それに対して私はこの前予算委員会でも明らかにしたのでありますけれども、そういう面から考えましても、そういう方向にこれは性格的に位置づけられてくる。私は以上のような、今後起るであろうといふ事態、これはまことに日本の民主的な教育の発展、平和的な教育の発展のために嘆かわしい問題です。このよりな事態を引き起こす要因をこの法案は、あるいはこの法案を突破口として、今後日本の教育の中に大幅に侵入してくるこの事態を憂へざるを得ないのであります。

以上あげましたように、私はこの点から考へてみまして、この法案に賛成することはできないのであります。この法案は撤回されて、十分検討されなければならぬ。現に先ほどの野本委員

の討論の中で、いろいろな点で不備を認めておられる。文部大臣も認めておられる。科学技術庁長官のごときはもつとこれをあしざまにのしっておられるところの法案です。このような確信のない法案を当委員会に出して、そうして多数を頼んでこれを押し通すという事は、これは許される状態ではないと思う。しかも、こういうものを出しても、しばしば問題になりまして、はたしてこれは科学教員を保有することができぬかどうか。これに対する何らの保証もないという点、これに対する文部大臣の答弁は全く神頼みにすぎなかつたという点、こういう点を考えるとき、何のためにこのような法案を出すのかからぬか。そのことを私は考えるのであります。そして、しかもこのような全く安易な行き当たりばったりな、そうして背後の強大な勢力に奉仕するところの法案によって日本の科学はどうかといふことを最後に私は申し上げたい。これは全く世界の科学技術から立ちおくれしてしまふだらうと思ふのです。御承知のように世界の方向は……。

○委員長(平林剛君) 岩間君、まことに恐縮であります。委員会の申し合わせもありませんので、なるべくできるだけ簡潔にお願いします。

○岩間正男君 ちよつとおとしい質問できなかつたのですから、ここで論じ尽したいと思つたのですが、それはよろしい。世界の科学技術の方向は、教育時間の延長を大幅にこれはするといふ方向に動いている。こういうとき日本の文部省は、教育時間を制限する、教育時間を全く縮小するといふ方向に動いているのであります。こ

りよりなやり方で、どうして一体日本の科学態勢を充実することができぬか。明らかに私は失敗するだらうと思ひます。現に池田内閣の所得倍増計画がすでに四面楚歌の聲で、実際は所得倍増と言いつながら物価倍増政策であつた。それから国際収支の最近の悪化、設備投資の非常な過大、こういうような問題から根柢がゆらぎ始めておる。こういう態勢の中で、こういうような法案を通してみても焼け石に水の感を免れないじゃないか。私はこ

う目先のきかない、全く目先のきかないといふよりも目先の利益にだけ奉仕する法案に對しては、日本の教育を守る者として絶対にこれに賛成することはできないのであります。

以上で終わります。

○委員長(平林剛君) 他に御意見もな

いようございませうが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平林剛君) 賛成者多数であります。よつて本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

午後二時四十五分より委員会を再開することにいたし、休憩をいたします。

午後一時四十五分休憩

午後三時十七分開会

○委員長(平林剛君) ただいまから委員会を再開いたします。

まず、朝霞の米軍施設等のオリ

ンピック選手村予定地返還に関する件につき調査を進めます。

質疑の通告がありますので発言を許します。

○矢嶋三義君 荒木文部大臣と藤枝総務長官はオリンピック組織委員会のメンバーであります。組織委員会としてはワシントン・ハイツと朝霞キャン

プ、この両米軍収容施設を東京オリ

ンピックに使用し、こういう計画で進んでいるものと思ひますが、この計画に對して両組織委員はどういう態度をとつてこられたのか、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 朝霞のキャンプを使用する予定のものとい

うと準備を進めて最近まで参つたのでございませう。

○政府委員(藤枝泉介君) 組織委員会

の計画をいたしました。朝霞を選手村に、それからワシントン・ハイツの一部返還を求めまして、ここに競技場等を計画をいたしておりますので、その計画がそのまま実行できますよ

うに考えながら現在まで至つた次第で

ございませう。なお、これらの両地区の返還の請求は、去年の十二月八日の組織委員会できまして正式に提出をいたしました次第でございませう。

○矢嶋三義君 荒木文部大臣に伺ひたいのですが、文部大臣は昭和三十六年度の予算編成に際して、あなたの所管事項で朝霞のキャンプとワシントン・ハイツ、あの地域を対象に何らかの予算の概算要求をしたはずであります。概算要求した事実があるかないか、あるとするならばどういふ施設、設備を考へて要求されたのか、お答え願ひたい。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 概算要求をいたしました。予算案としてワシントン・ハイツの一部に総合競技場を作るといふ目的をもちましてその調査関係費を成立しました予算の中に決定していただいておりますのでございませう。

○矢嶋三義君 そこで、文部大臣に伺ひますが、文部大臣は朝霞のキャンプとワシントン・ハイツは返還されるものと、かような判断のもとに組織委員会としても対処されたか、特にあなた文部大臣という立場において組織委員会のメンバーに入つておられるわけですから、御承知の通り、オリンピックは組織委員会が中核でこれを計画し運用する機関と相なつておられるわけですから、また昭和三十六年度の文部省の予算の概算要求するにあつてこれらの地域を対象として予算要求をやつたわけですが、それは文部大臣としてはこれらの二地域といふものは接収が解除されるものである、こ

ういふ判断のもとに一貫して臨んで参られたと思ひますが、念のために伺ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 仰せの通りでございませう。

○矢嶋三義君 調達庁の政府委員並びに説明員の方は出席されておりますか。

○委員長(平林剛君) 出席されております。

○矢嶋三義君 大石総務部長がお見えになつておられますね、では大石総務部長に伺ひますが、これらの米軍の接収区域に對する日本政府の窓口があなた方ですが、朝霞キャンプの問題あるいはワシントン・ハイツの問題についてはいふんともう団内の話題になつておりました。また、予算編成段階に政府部内においていふんと議論がなされたことは十分御熟知のことと存じます。あなた方としてはワシントン・ハイツ並びに朝霞キャンプ両地域は期待通りに接収解除ができるものと判断しておつたものと思ひますが、念のために伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大石孝章君) お答え申し上げます。ただいま御質問に對しては文部大臣、総務長官からお答え申し上げます。政府部内で決定いたしました方針に基づきまして調達庁は一月の十七日合同委員会の機関である施設特別委員会にその通り提案したわけでございます。ところが、御承知のようにならうに五月の九日に回答に接したわけでございます。むろんこの交渉にあたりましては提案が通るようになつたのでございませう。で、細部につきましてはその衝に當つた連絡調査官が参つておられますから、連絡調査官の方からお答え申し上げます。

○矢嶋三義君 私はさういふところま





臣が申したように、まさしく独立国として、対等の立場においてあなた方は国民にかわって折衝を持っていて、すなわち、もう少ししつかりやらなければ困るよ。

防衛庁長官にかわって政務次官に伺いますが、あなたは朝霞キャンプに将来軍施設となるところの宿舎を、軍隊向きの建物を建てようと、非常に政府部内において運動をされ、動かされた。これは事実ですね。このことは朝霞キャンプが返還されるという見通しのもとにおいてなされたことなんです。このことについては責任がありません。返還させなければならぬ責任があります。また、調達庁所管の大臣として万一反還できずともないというなら、なぜ日本の組織委員会がああいう動きをし、ああいう決定をし、また、予算編成段階に、これに建設省が割り込み、さらに文部省が割り込んで、ああいう予算編成の火花を散らしているときに、なぜこういふ情報を提供しなかったか。しなかったという事は、窓口が折衝したという印象から、アメリカ軍は協力する、ワシントン・ハイツと朝霞キャンプとは返還されるものだ、こういう確信が日本政府にあり、また国民も深く信するがゆえに、ああいう事象があったわけであって、こういう事象がくるという事は、これがまさに青天のへきれきであって、国民感情からいっても許すことはできないと思う。日米対等でない歴然たる事実ですよ。米軍の背信行為ですよ。私は義憤を感じている。防衛庁長官、調達庁長官は責任がありますよ。どういふ現在所見を持っておられるか。国民の期待通り、いかようにし

てこの二地域を予定通りに相手側に返還させるべくどういふ具体的な方途を講ずべく決意をしているか、お答えを願います。

○政府委員(白濱仁吉君) おしかりごもつとも思ふのであります。何しろ、独立国家で対等であるというところはちろんでございますが、共同防衛という大きな義務を一方ではお互いに背負っておるわけでございまして、私も国内のいわゆる防衛について責任の立場にあるわけでございまして、いろいろな諸般の事情から見まして、御指摘の通りの努力を今後続けたいと思ふのであります。ただ、私、先ほど申し上げました通り、どうも一月十七日施設特別委員会を通じて米軍に申し入れたあの感じでは、いわゆる私も希望的な観測をしておつたのではないかと感じがありまして、その間のことについて、実は私も非常に危惧を持っておりまして、いろいろ考え方につきましてはあるわけでございまして、その辺の事情を十分お聞き取りいただきたいと思ふのであります。今後、政府の方でございまして、こうしろというふうなことに相なりますれば、私も窓口として十分その意を体して国民の要望にこたえていきたいと思ふのであります。

とに行政をやられて参り、そうして立法院においてわれわれ議員にそういふ判断と期待を持たせるような責任ある答弁をして本日まで参つたわけですね。だから、国会においてそういう論をなされ、行政がそういう線にいつている期待しておつたわけですね。もしもこれがその通りにならなかつた場合においては、国民に対して池田内閣は絶大な責任がありますよ。内閣は責任をとって退陣すべきだと思ふのです。でなければ、安保条約審議の段階において前岸総理大臣が、独立国として対等であるという答弁を国民に対してなしたそれは食言ということになります。従つて、立法院に対しては、すなわち国民に対しては、この点が貫徹されない場合においては、池田内閣はその行政責任をとるべきだと思ふのです。そういう決意で私は当たるべきだ、そして成功すればそれでけっこう、成功しない場合においては、政治責任をとるべき重要な問題だと思ふのですが、荒木内閣の御所見を承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 仰せまでもなく、キャンプは返してもらうという想定のもとに今日まで参つておられますから、一応の回答は今御披露した通りと存じますが、予定通りにやれるような努力を最後まで続けねばならないと思ふます。かりに万一の通りにならないならいかならぬ、なぜいかならぬかというところが国民によくわかるようない理由をはつきりとさせねばならぬ、そういう課題だと心得ます。

○矢嶋三義君 これは国民だけではだめですよ、世界的にそれを表明しなければ。日本のIOCC委員諸君は、IOCCにおいて写真までつけて朝霞を説明して、そしてIOCCの機関で了承をいただいているのです。そして今それができぬというところになった場合、IOCCの諸君は、何と日本はでたらめなところか、写真まで添えて、そしてフィルムまで見せて、それではよからうといふので賛同したのに、途中でそれがだめだということになれば、日本のIOCC委員諸君は面子が立たぬのみならず、国際的に日本国は責任の追及をされるし、恥をかかなくちゃならぬと思ふのです。国家、民族の問題ですよ、ここまでくれば、だからIOCCを通じてオリンピックに参加する全世界の国民諸君に納得できるようにしなければならぬ、それほどの問題ですよ。従つて、これがならぬ場合には、あなた、池田内閣は出所進退を明確にすべきですよ。そうしなければ、今後国民に対して、安保条約の正常なる運用なれどもできるものじゃないです。その点私は、国務大臣として荒木さんは所信を明確にしろといひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 予定通りいかなかつた場合に、予定が狂つた理由がわかりませんければ論外ですけれども、事由はつきりとしたと思ふます。諸外国といえども了承すると思ふます。そのことは、当然予定しましたところ以外に、これこそまさるとも劣らない施設をすることが前提ではございませぬが、場所がどこでなければならぬというところまで諸外国からこれいわれる筋は、私はなからう、そういう課題だろうと思ふます。

○矢嶋三義君 驚くべき組織委員会がおられるね。あなたは朝霞のキャンプとワシントン・ハイツと、いずれを選手村にするかという議論があつたことは御承知ですか。あるいは東京都議会において、あるいは埼玉の県議会において、あるいは日本のいろいろな体育関係の団体において、議論があつたことを。一時は渋谷区あたりを中心にして、選手村をワシントン・ハイツにしたらどうか、そういう意向もあつたのですよ。そのときに、日本の国を代表するIOCC委員諸君は何と言つたか。東京オリンピックを一九六四年にきめていただくにあつて、われわれは朝霞キャンプというものを案に持つていつて、これを十分説明して御了承いただいたのを、あとからワシントン・ハイツと変えて持つていくことは国際礼儀上からできない。このことが決定打となつて、予定通り朝霞キャンプになつたのですよ。その経緯からいっても、ここで朝霞キャンプの選手村の家がつぶれるということは国際的な恥辱ですよ。IOCCの諸君は何のかんばせあつてこれに参加できますか。従つて、かりにこれが予定通りできない場合に

は、日本組織委員会は、IOCに對して遺憾の意を表するなり、申しわけないという事態が必ず起るわけだ。そういう判断を持っていなければ、何も選手村をどこに作るかについて、外国からとかかくいわれることはないだろうなんていうその発言は、全く国際感覚のない発言です。総理府事務長官いかがですか。矢嶋の所論は間違っておりませんか。あなたの御所見を伺いましょう。あなたも組織委員会のメンバーです。

○政府委員(藤枝泉介君) 朝霞を選手村に予定をいたしましたして、IOCに持ち出したことは御指摘の通りでございます。従いまして、その計画に従ってやるのが最も好ましいわけでございます。従いまして、文部大臣のお答えになつたことは、この一九六四年のオリンピック大会をいかにするかということとは日本のIOCの責任でやる。従いまして、いろいろそこに非常な最初の予定と変更せざるを得ないようなことがあれば、その点を十分IOCの諸君に了解をつけなければならぬが、どこまでもそれはIOCの責任としてやるんだという意味のことを言われたらと思ひます。この朝霞が変更になるという事は非常に遺憾だと思ひます。ただ、これもすでに御承知と思ひますが、あの東京オリンピック招致のときには全種目をやるということをやつたのでございまして、その後の検討の結果、カヌーとか近代五種、ハンド・ボールとかは抜くということにいたしました。これまた六月のIOCの大会では十分に御了解をいたしたかなければならぬことになるわけでございます。そういう問題もございまして、

この問題を今文部大臣がお答えになつたと思ふのでありまして、最初の予定通りにやれることが最も好ましいし、またIOC—国際オリンピック委員会に對して日本としてはそれでできることに全力をあげることが必要であらうというふうに考えます。

○矢嶋三義君 あなたはそのくらの答弁ができればこの次は大臣になる資格は十分にある。(笑声) 荒木文部大臣の答弁は、よほど熟考して答弁してらわれないと困ります。文部大臣であると同時にIOCのあなたは有力なメンバーです。間違いないようにしていただきたいと思ひます。

で、荒木文部大臣にさらに伺ひたいと思ひますが、もし朝霞キャンプとワシントン・ハイツが予定通り返還されない場合には、日米関係上からもまずい結果が招来されると思ふのですが、日本国民の感情上から言つても、私はそういうふうに危惧いたします。これは危惧ではない、非常なる心配をしております。文部大臣の御所見はいかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私もその思ひます。どうも今まで好意的に協力をやるということに期待をして、とことんまで突き詰めたままに今日まで参つたという事にいささか抜かりがあつたように思ひます。私は組織委員会のメンバーに入りましたときも、すでにそういう空気に支配されておつたのでございまして、事務局にもその点は数回私も念を押したことはございしますが、おおむね大丈夫らしい口吻を聞いて私自身は安心して参りました。こうなつて参りますと、安心したことが早過ぎたと思ひますが、従いまして

て、今総務長官がお話のように、予定通りやれるものならやるんだという努力がまだ残されておると思ひます。組織委員会の総意を体した立場に立つて政府自体もアメリカ側に当たつたという場面がなかつたように思ひます。それから、そういう考えのもとに最後まで努力をすることが残されておる。それをやるのが当面の最重大課題だと思ふのであります。

○矢嶋三義君 私は日本側の措置が万全だとは思ひません。万全だとは思ひません。しかし、私はここで責任を追及する気持にはならない。問題はむしろ米軍です。これは平たい言葉にたとえて言ひならば、ここに相愛の青年男女があつて、思ひ合つたつづりにして、そうしていろいろつき合つてごちそうなんかをさせておいて、最後にひじ鉄を食らわすのと同じです。平たい言葉で言へば、私は米軍の不品行だと思ひます。それはどういふ情勢が變つて参つたかもしれないが、私は感情上許すことはできない。あなた方は、たくさん日本の役人がおられて、すべての人の判断がそれだつたという事については、私は直接米軍と交渉したことはないけれども、何か根拠があつたからこそそういう判断をされたと思ひます。特定の個人がしたわけではないのですから。そして、国の予算が決定し、それで主権都市の東京の予算が成立して、実行段階になつた今、根本的にこのオリンピック計画を変更しなければならぬようなことを言ひ出すというよりは、全く日本の国民感情を無視した、日本を無視した態度だと思ふのです。

沼尻説明員に伺ひますが、具体的に

に伺ひます。たとえば朝霞キャンプのサウス・キャンプは今使つていないでしよう。そういうふうに聞いています。こんな所は協定上からいって当然返すべきじゃないですか、文句なく。あまり使用していない所は返すということは協定にちゃんとあるのだから。この点どうですか。

それと、あなた施設特別委員会に日本側を代表して出ているというが、相手はどつちの階級のどつちの人物が出てきているのですか。日本の国会に矢嶋という男がいて、こつちの発言をさして相手と責任を追及されたというところを相手の人物に伝えなさい。そうして相手と責任を追及されたかということを適當な機会に本委員会でも回答してもらいたい。

○説明員(沼尻元一君) 施設特別委員会のアメリカ側議長はキャプテン・スパンゲラーと申します。

○矢嶋三義君 階級は。

○説明員(沼尻元一君) 海軍大佐であります。

それから、朝霞キャンプの使用状況でございますが、これには朝霞のサウス・キャンプにはいろいろな建物がございますが、劇場とかPXとか食堂とかボイラーとか、そういうものは現在ノース・キャンプの朝霞にはノース・キャンプとサウス・キャンプがございまして、ノース・キャンプにはそのような施設がございせんので、ノース・キャンプの米軍がこれを、並びにこの付近には桃手住宅地区といふのがございまして、こつちの所に住んでいる米軍人が、サウス・キャンプのそういう施設を相当使用しております。

ていないわけですが。ともかく、相手は大佐だそうですが、あなた、日本国民を、独立国の日本国民を代表して交渉しているのだから、大佐ぐらいに辟易するよりはだめでしよう。(笑声) 笑いとじゃない。長いこと調達庁の役人を勤めて駐留軍と交渉しているという、知らず知らずのうちに駐留軍的になつちまうことがあるから。日本国民の国民精神——日本国民だといふことを忘れがちなから、絶対そういふことのないようにしつかり交渉をしてもらわなければならぬ。北富士さんといふのは不信行為じゃないですか。どうですか。なぜあなた方は江崎さんにああいう答弁をさせたのですか、私に。返還の見込みが——三十六年三月までに返還するようになっています。期日まで切つてあつたじゃないですか。それを、それまでは使用計画が出ていなかったのに、そのあとに、あのころから、使ひもしないのに一年通して使ひような計画を日本政府に持つてきたじゃないですか。なぜあつち不信行為をなじらないのですか、黙つておるのですか。黙つておるから返還しない。水戸の演習場だつてそうじゃないですか。東海村は日本の原子力センターです。一度事故が起れば何千億という損害が起るほどの大事な原子力センターです。あそこを爆撃場に使用しているじゃないですか。しよつちゅう誤つた爆撃をやつておるじゃないですか。人畜の被害が起つておるじゃないですか。あなた方の交渉がなまぬらぬらというので、科学技術庁の長官が直接交渉をやつたのです。こつちともだから当分使わないといつたところが、一月ぐらひ使ひしたら使ひ出した

ていないわけですが。ともかく、相手は大佐だそうですが、あなた、日本国民を、独立国の日本国民を代表して交渉しているのだから、大佐ぐらいに辟易するよりはだめでしよう。(笑声) 笑いとじゃない。長いこと調達庁の役人を勤めて駐留軍と交渉しているという、知らず知らずのうちに駐留軍的になつちまうことがあるから。日本国民の国民精神——日本国民だといふことを忘れがちなから、絶対そういふことのないようにしつかり交渉をしてもらわなければならぬ。北富士さんといふのは不信行為じゃないですか。どうですか。なぜあなた方は江崎さんにああいう答弁をさせたのですか、私に。返還の見込みが——三十六年三月までに返還するようになっています。期日まで切つてあつたじゃないですか。それを、それまでは使用計画が出ていなかったのに、そのあとに、あのころから、使ひもしないのに一年通して使ひような計画を日本政府に持つてきたじゃないですか。なぜあつち不信行為をなじらないのですか、黙つておるのですか。黙つておるから返還しない。水戸の演習場だつてそうじゃないですか。東海村は日本の原子力センターです。一度事故が起れば何千億という損害が起るほどの大事な原子力センターです。あそこを爆撃場に使用しているじゃないですか。しよつちゅう誤つた爆撃をやつておるじゃないですか。人畜の被害が起つておるじゃないですか。あなた方の交渉がなまぬらぬらというので、科学技術庁の長官が直接交渉をやつたのです。こつちともだから当分使わないといつたところが、一月ぐらひ使ひしたら使ひ出した



です。閣議においてあるいはその他の機関においていかように具体的にこれを取り運んでいかれるおつもりか、お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻申し上げましたような考へ方のもとに、当面全努力を傾けるべきだと思います。その具体的な段取り等は、着眼点等につきましては、第一に組織委員会において総合的な対策を立てまして、その線に沿って動くべきものでもございませぬし、いち早く組織委員会の緊急会合が昨日行なわれまして、一応の結論は出ておるようでございます。実は昨日衆議院の委員会に出席いたしておりました。緊急総会に出席いたしておりました。その間の話はおおよそ正確に知り得ておりませぬ。もしよろしければ藤枝総務長官からでもお聞きいただければありがたいと思ひます。

○矢嶋三義君 藤枝長官の前になんか何に伺います。それは、今あなたは組織委員のメンバーとしての御発言ですが、荒木国務大臣としてこの問題を最も近い閣議に提起するお考えはございませぬか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 当然閣議の課題になるべきものと思つております。

○矢嶋三義君 その基本的方針は、接収区域の、予定通りの接収解除をしていただくというこの基本方針において提起して参ると、こういうことですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのことそれ自体が、ただいま申し上げましたように、組織委員会が実質的には担当することになっておりますから、その組織委員会における総合的な結論の線に沿つて閣議の課題として取り上げ、政府としてなすべきことをなすかと、こういう順序にならうかと思ひます。そういう順序を踏むべきだと思つております。

○矢嶋三義君 そこで、組織委員会の方針はきまつたのですよ。あなた、きのう委員会に出て、欠席されておりましたけれども、既定方針通りいくと、それで善処していただくように政府に申し入れてお願いすると、こういう方針がきまつておるわけですよ。だからそのパイプとしてのあなた、非常に重要な役割を持つわけですよ。組織委員であると同時に文部大臣であり、池田内閣の国務大臣でありますから、組織委員会の決定はそういうことになつてくるものでございませぬ。従つてそういう角度において、あなたは閣僚として閣議の議題に提起し、努力されることにならざるだらうと思ひますが、御確認を願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その窓口でございませぬが、窓口の口を開けておられる藤枝長官の意向も十分聞きましてするようになつたと思ひます。

○矢嶋三義君 それじゃあ、あなた総務長官以下になつてしまふ。念のため組織委員の御見解を伺ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 昨日の組織委員会の決定はすでに御承知の通りでございます。そういう形におきまして、ただいま文部大臣のお答えになりましてしたように、十分閣議の課題といたしまして同時に、関係閣僚で最も有効適切な方法を考へて、組織委員会の方針に従つてやりたいということでありませぬ。

○矢嶋三義君 もう一問、最後ですが、その段階でここ数日に結論が出ればけっこうです。米軍の参謀総長もちよつと来日中のようですが、もしそれで解決しないような場合におきまして、池田さんは近くアメリカに行かれるわけですが、その場合に池田総理の対米折衝の一つの重要なポイントとしてこれを取り上げるべきである、そういうことを閣議において荒木文部大臣は提起されるべきだと思つたのですが、あなたのお返事が、ほんとうにあなたに信念を持ってやられるという決意ならば、こういう問題にこそあなたに国民的な誇り、自覚というものを百パーセント発揚して、そうして相手を撃退するくらいに対処されるべきですよ。特にあなたは池田総理とは水魚の交わりがあるわけですから、だから最終的には池田総理が渡米の際における一つの日米折衝事項として取り上げるべきものだと私は考へますが、荒木文部大臣、御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さつきも申し上げました通り、当然閣議に取り上げるべき問題でございます。取り上げるにいたしたとしても、ただ問題の所在を言うだけではないと心得ております。取り上げる以上は、十分に組織委員会との連絡も保ちながら、十分検討しました対案をもつて相談するべきものと思ひますから、そういう意味での検討をした上で、閣議でも発言をいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 池田さんとの関係は、池田訪米の……

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 水魚の交わりはまた別問題でございまして、もつと渡米前に解決しない、渡米後に本國

と外交的な面でも話し合ひをすべき課題であるということがわかりませぬれば、私もがこれ言わぬでも、賢明な総理が取り上げると期待しております。

○委員長(平林剛君) 委員長としてちよつとただいまの質疑応答の中で気がかりな点がありましたから、防衛政務次官にお尋ねしておきたいと思ひます。

先ほど矢嶋委員の質問に対して、一月十七日、施設特別委員会のあつたあつたわけですか。そのとき、この正式要求をしたというの、朝霞キャンプの返還について疑念が持たれたので正式要求をなされたのか。答弁の中では、すでにその接触をやつたときに一応心配があつたというふうに関き取れたのでありますけれども、その点の事情はいかがですか。

○政府委員(白濱仁吉君) 一月十七日の施設特別委員会を通じて米軍に申し入れをいたしましたところが、回答がなかなか来ないというふうなことがあり、私も、組織委員会あるいはまたその他で非常に急いでおるといふことを承りまして、督促をいたしたのであります。そのときの感觸が、どうも少し違ふのじやないかというふうな感じがしたというのを申し上げた次第でございます。

○委員長(平林剛君) そこで、どうもアメリカ側では、朝霞キャンプについて返還を要する、あるいはそういう意味でないのだというふうな行き違ひがあるあなたの方で自覚をされたと思はすと、これはきよりの問題ではないわけ

です。東京都の知事は、青天のへきれきだということを述べたと伝えられておりますけれども、すでにその当時から心配が持たれたと思ひます。防衛庁としてはその心配については、オリンピック組織委員会とかあるいは政府に対してもその感觸を連絡して、そうでなくともオリンピックの準備がおくれているというときに、今日まで待たず、何らかの手を打つたのではないだろうかと思はれるのでありますけれども、そういう措置についてはどうおやりになつたでしょうか。

○政府委員(白濱仁吉君) 先ほど申し上げました通り、それぞれの機関と申しませぬ、すでにオリンピックの田畑事務局長にも、私みずから会ひましてその感觸は申し上げましたし、藤枝総務長官にも、佐藤副長官にも、実はそのことを申し上げると同時に、また建設政務次官あるいはまた文部政務次官の方にもそういうふうな感觸であるというところは一応私はお伝えして回つたのであります。

○委員長(平林剛君) 藤枝総務長官、荒木文部大臣どちらでもけっこうであります。そういうお話をお聞きになつたとき、直ちにオリンピック組織委員会その他の機関で何か手を持つ必要があるのではないかと、そういうふうな話はなされたかと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 白濱政務次官からそういう点の感觸をございませぬが、伺ひましたので、さつきオリンピック組織委員会の会長であります津島会長に御連絡をいたしまして、そして外務大臣、防衛庁長官、文部大臣等にもこういう情勢があることを御連絡をし、そして窓口である防衛庁と

○政府委員(白濱仁吉君) 一月十七日の施設特別委員会を通じて米軍に申し入れをいたしましたところが、回答がなかなか来ないというふうなことがあり、私も、組織委員会あるいはまたその他で非常に急いでおるといふことを承りまして、督促をいたしたのであります。そのときの感觸が、どうも少し違ふのじやないかというふうな感じがしたというのを申し上げた次第でございます。

して十分そのことのないように、計画通りに返還がありますようにさらに御努力をお願いしたいということを通絡しておたつ次第であります。

○委員長(平林剛君) 最後に、防衛庁の政務次官に特別のお願いをしておきますけれども、先ほど矢嶋委員の質問もございまして、町のうわさあるいは推測する向きでは、今度の返還についてはアメリカ側の態度の変わったうしろに防衛庁があるのだといううわさなことが伝えられて、私はさういふことには信じませんけれども、かりにもさういふうわさが立てられたり、推測をされるというときは、防衛庁は少しもさういふ疑いが持たれるようなことのないように努力をすべきであると思っております。また、さういふ疑いや推測を消すための努力のために、先ほど文部大臣や総務長官がお答えになっておられますように、予定通り進められるようにあなたの方も積極的に努力をすべきだと思っております。御見解を承っておきたいと思っております。

○政府委員(白濱仁吉君) 私どもももちろん日本政府の窓口として政府の全体の意向を体して十分努力をして参つたつもりでありまして、今御指摘の通りうわさがあると、風評があるというところはまことに不本意であります。が、今後十分注意をしていきたいと考えておるのであります。

なお、先ほど私の答弁の中で誤解が生じたわけでもないで訂正いたしておきますが、私どものいわゆる米軍当局との感觸と申し上げましたが、あくまでも在日米軍の方の感觸でございまして、米軍が回答すると思つておられる

と、いわゆるハワイの極東軍司令部、またワシントンまで行くというふうなことで相当日時がかかるわけでございますので、さういふような点から、私もがもつぱら感觸を受けたというの是在日米軍の出先であるということをお願ひしたいと思つておられます。○豊瀬一君 せっかくな防衛政務次官がおいでになっておられますので、一つだけ今当面、現在問題になっているのは違いますが、三月の下旬に防衛庁の長官もおいでになった予算分科会の席上で私が久留米の射撃場の問題で質問したことがございまして、これは射撃演習の際にたまたま外に飛び出して危うく学校の先生を殺そうとした事件でございますが、当時防衛庁の責任者の方は射撃場の修理の予算も組んだし、たまたま飛び出さないように十分に修理を行なつた後しかやらないし、現在も使用していない、さういふ御答弁だった。私、現地の方を調べましたところ、まださういふ日には申しませんけれども、それ以前に射撃場の使用を開始されておる、さういふことですが、久留米の射撃場の使用を開始されておる、さういふことではあります、使用開始はいつから始めておられたか、それだけ答えていただきたい。

○政府委員(白濱仁吉君) 実は御質問のあったことは私もよく承知しておりますけれども、その後の経過について存じませんので、次の機会にでも御回答させていただきますと思つておられます。○豊瀬一君 私はその回答にうそ偽りがあったという問題よりも、十分に修理が行なわれて、再びさういふ事件がないようにされて後に使われている

かどうかというところに問題の重点を置いておられるのですが、前回も指摘しました通り、同じ場所に二度射撃場のたまたま飛んでおるといふことは、非常にこれは付近の住民にとつては重大な問題でありますので、十分に調査していただいて、別に委員会の席上で御答弁いただく必要もございませんから、後日調査の上で御回答願ひたいと思つておられます。○政府委員(白濱仁吉君) 十分調査して御回答申したいと思つておられます。○委員長(平林剛君) 他に御質問はございませんか。——本件に関する質疑は、本日のところこの程度にいたします。

○委員長(平林剛君) 次に、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、この際発言を許します。野本品吉君。○野本品吉君 私は社会党の豊瀬議員が代表されて提案されましたこの法案につきまして御質問申し上げるわけですが、私の質問は主として社会党の皆さんに対して行なうわけですか、大臣その他は御用があれば御遠慮いただいてもけっこうですが、昭和三十年ですか、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律というものができた。私もこの法律の制定されるに際しては、やはり一文教委員として関与しておりました。ともかくにも日本の学校教育の運営上における一つの大きな前進である、進歩である、さういふ

○野本品吉君 たとえば二十才から二十五才あるいは二十五才から三十五才と。こまかく分ければもっといいんですが、私のお聞きしますのは、大体において子供を産む年齢にあると、それからしてある年齢を越えれば子供はできないさうですから、さういふ年齢にある者の数はどうなっておるか。○豊瀬一君 大体御承知のように四十才までは子供を産む人はさう珍しくないことですが、現在の若い方の教員の年齢は満でいきますと、二十才ちよつと越したところから教員になっておられます。現在全国的に女子教員の年齢というものは退職勧告等の措置によつて少し下がりがつておりますが、女子教員の八〇%から九〇%ぐらいまでは、やはり先生がおつしやつたお産に該当する年齢といえますか、このよう

かどうかというところに問題の重点を置いておられるのですが、前回も指摘しました通り、同じ場所に二度射撃場のたまたま飛んでおるといふことは、非常にこれは付近の住民にとつては重大な問題でありますので、十分に調査していただいて、別に委員会の席上で御答弁いただく必要もございませんから、後日調査の上で御回答願ひたいと思つておられます。○政府委員(白濱仁吉君) 十分調査して御回答申したいと思つておられます。○委員長(平林剛君) 他に御質問はございませんか。——本件に関する質疑は、本日のところこの程度にいたします。

○野本品吉君 ところで、これもまたこの問題を考える基礎的な数字として確かめておかなければならぬのですが、女子の教職員の総数は、私の知る範囲におきましては約二十九万程度ですかね。○豊瀬一君 二十万切れておると思ふんです。○野本品吉君 二十万切れておる。かかりに二十万としましても、そのうちの有夫教員はどれくらいありますか。○豊瀬一君 約二十万切れておる女教員の中で、有夫教員は約七〇%です。○野本品吉君 さうで、さらにこれも確かめておく必要があるんですが、有夫教員の年齢構成の問題、これはどういふ形において構成されておるか。○豊瀬一君 有夫教員の年齢構成といふのは……

り気持でこの法律の成立に御協力申し上げたつもりでおります。そこで、その後実際の運用がどうなっておるかというところにつきましては、これまで各地の様子等も一応私には観察し、いろいろ考えさせられておりましたが、その問題につきまして、このたび社会党の諸君からさらに大きく前進させなければいかぬとお気持で御提案があったわけですが、そこで、この前の法律制定のときにも、審議のときにも問題になったのでありますが、一応その後の状況についてお伺ひしたい。御提案の理由は先般豊瀬委員から詳細御説明がありまして十分承知しておるはずであります。その提案理由の冒頭に、「休業教員数の平均八二%に対する補助教員の配置を見るに至りました。」これは一つの進歩である、さういふので、八二%に対する補助教員の配置ということでありますが、これは実数は一体どういふふうになっておるか。もつとこれを具体的に申しますと、さういふと、府県別には数字等が先般資料の配給がありましたので、私はそれを必要といたしません。私の申します実数というのは、実際お産をなすつた先生、これが何人ぐらいか。

○野本品吉君 出産された、お産をされた先生の総数をいま一度。○豊瀬一君 休暇をとつた教員数が一万九千八百五十六名です。○野本品吉君 出産された、お産をされた先生の総数をいま一度。○豊瀬一君 休暇をとつた教員数が一万九千八百五十六名です。

に判断していいと思ふんです。

○野本品吉君 私はその点について、まあ今の小学校の教員構成、なかなか女子教員の構成を見ていきますといふと、これは比較的若い者と、未婚の諸君、それから比較的年のをとられた諸君、この数が、特に御年配の方というものが、私どもがかつて経験した時代よりも相当ふえておる。私のこの判断が違つておりますか、どうですか、その点。

○千葉千代世君 これは御指摘の通りですね。年令構成も戦前と戦後は非常に違つておる。今具体的に一つの例を申し上げますと、たとえば女子教員の数が男子教員の数に比して日本で一番少ないのは長野県でございますが、長野県の実態を見ますと、年令構成が小学校でいいますと、三十才以下が六一％、三十一才から四十才までが三〇％、四十一才以上が九％、こういう年令構成になっておりますが、これが一番勤務年数が少ない年令的に少ないと、こういうところでございまして、東京でいいますと、これははずつと開いておりまして、全国一、教員、女教員の寿命が長いといひますか、勤務年数が長い。六十才までは勤告はございませぬし、本人の希望しておる限りいられると、こういう状態でございますから、大体平均年令でございますと、三十四才ぐらいが大体東京の平均年令でございます、教師の。で、四十才以上もこれは非常に多くて、大体一七才以上になっております。これは一昨年の例でございますが、大体一昨年もことしあまり異同がない、こういう状態でございます、總体的に日本全国の婦人教師の平均勤務年令といふのは、三十才前後、二十九才から三十

一・二、こういう点を上下しておるわけでございます。

○野本品吉君 私は、よろしで重箱の隅を掘るようなことを言つてもいいんですが、やっぱり産休の問題を考へる場合には、日本の各所の学校における職員構成、そのうちに女子職員がどのくらいを占めておるかということ、それからその女子教員のうち、有夫の女子職員がどれくらいおるかということ、その有夫女子教員の年令構成がどうなつておるかということ、これはこの問題にまじめに取り組む上においての基礎的な数字で、そうして必要だと、こういう考え方でお聞きしてはいるわけなんで、今ここに詳細なものを直ちに求めようとしておるわけではありませぬ。

さらにお聞きしたいことなんです、この提案の理由の中にあります八二％云々ということですが、これは全部を満配と申しますか、一〇〇％補助教員を配置した場合の所要教員数が何名ぐらいになるか。

○豊瀬一君 先ほど申し上げましたように、休暇教員数一万九千八百五十六名、それに配置しなかつたのが一千六百十四名ですから、その差額が配置されたということなんです。

○野本品吉君 そこで、それを全部配置した場合の補助教員の給与の予算額、どれくらいのお金を必要とするか。

○千葉千代世君 これは初任、たとへば補助教員を雇ひました場合に平均給与といふものはきまつていないわけなんです。予算を文部省で組みますときには平均単価で人数を組む、こういうことになっておりますが、實際

県に参りますといふと、七千円で打ち切るところもあれば、八千円のところもあれば、それから普通の教員と同じ平均単価で雇うところもある。こういう情勢でございまして、文部省の算定基礎の数字によつて計算する平均単価でよろしゅうございませぬか。それを文部省ちよつと答えて下さい。一昨年の一六千円で組んで、それから去年とことしとずつと移動しておりますね、基礎単価の中に、教員の平均単価、ことし幾らですか。

○政府委員(内藤三郎君) 今ここに正確な資料がございませぬが、たしか一人当たり二万五千円くらいに見ておるのであります。

○野本品吉君 二万五千円で全部配置した場合の数字がまあ概算出るわけなんです。このこともやはり女子の方々の出産に伴う補助教員の配置ということと、地方の財政との関係ということも考へなければならぬので、これが総額どのくらい要るかということもやはりこの問題を検討していく上において確かめておかなければならぬと思つて、一応単価がわかりましたし、数がわかりましたから、これは私の方で計算してみたいと思つてます。

○千葉千代世君 初中局長さん、二万五千円とおっしゃつたけれども、単価はそんなに上がつていないようですね。ちよつと私正確な数字を持つてきておきませぬけれども、その点ちよつと保留しておきませぬか。

○政府委員(内藤三郎君) これはベース改訂後の単価でございませぬから、先生御指摘になつたのは、その前二、三年前の単価ではないかと思つてます。最近の単価は、たしか二万五

千円近い数字だと思つております。

○野本品吉君 もう一つ。これもやっぱりこの案をわれわれが考へていく上において大事な点だと思つて私はお伺いするわけなんです。これは労働基準法によります産前、産後の休暇の問題であります、労働基準法では、これは私もより社会党の皆さんの方がもう十分おわかりのように、「使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。」「使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。」「云々」という規定があるわけなんです。これは皆さんの方がわれわれよりも専門家だと思つてます。そこで、この労働基準法によります産前、産後の休暇の問題と、御提案の趣旨を見ますといふと、非常に労働基準法よりも前進しているわけなんです。というのには、労働基準法に定められた産前、産後それぞれ六週間という期間を、すなわち補助教員を配置すべき期間と規定し、女子教員が出産のために休業する全期間を通じて云々とあるの、つまり産前、産後を通じて六週間ずつといふのが非常にきびしく規定されておるのです。この御精神、どこにありますか。

○豊瀬一君 御指摘のように、労働基準法の精神は、六週間という一応の基準を法律化したのは、一般的に申しまして、婦人の出産の身体に及ぼす影響上から医学的に見まして一つの基準を設定したわけですが、基準法の

定めとしては、たとえば五週間前に本人が請求した場合も、以前でありますればそれを認めていく、いわゆる六週間ではなくてもよろしいというふうな規定です。これは本人のそのときの母体の状況によつて本人の申請を待つて許可をするという形ですが、これを前後六週間ときちんと法定いたしましたのはいろいろな理由がございませぬけれども、まず第一番には、御指摘の三十年に産休法が通過しまして六年近い歳月を経たおるわけですから、実際に労働基準法のこの精神が生かされてい

いで、予算措置がされないうちにぎりまで学校に勤めさせられておる。あるいは五週間に予算が組まれておたり、四週間に組まれておたり、すなわち本人の身体状況によつて労働基準法の精神の六週間前からは休暇をとつた場合には休んでよろしいといふ条項が、予算措置がされないうちにかりの先生が来ない。そのために校長も休暇を与えない。従つて、分べんの先生が無理をしなから教壇に立ち、その結果異常分べんを起す等の事態が起つておるわけなんです。それと同時に、私どもとしてはやはり法律の名称を変えまして趣旨でもおわかりのように、単なる学校教育というものは、書類を整理するとか器物を製作していくといふたような労働の面よりも多分に教師自身の人格とか、あるいは精神力といったようなものが影響するところがきつて大きい学校教育という特殊な立場を考へて、母体保護と学校教育の正常な運営という両方の角度から法律によつて産前の六週間は確保することが学校教育を正常に運営していく建前からしても

望ましいことである、こういう判断に立ちまして法定したわけです。

○委員(平林剛君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員(長(平林剛君)) 速記をつけて。

○安部清美君 関連。提案者にお伺いしますが、大体この法案を見ますと、およそ三本の柱になっておるようです。第一本目は、実習助手及び幼稚園の教員を加える、これが一つだと思っております。すると、大体実習助手及び幼稚園の該当者で、どのくらいの数と把握されておられるのかどうか、これ一つお伺いしたい。

それから第二番目は、今、野本先生も質問になった労働基準法関係の問題を含めてのものでありますが、これが私はこの法案の一番柱になっているのじゃないか、中心になっているのじゃないかと思っております。これについて、いわゆる産後の六週間というのは、もうほとんど義務的に補助教員を置かなければならぬと、私はそう考えておるのでありますが、実際は必ずしもそうでないだろう。そこでどういうふうな法案をお出しになったものと思えます。産前に至っては本人の要求によって労働基準法に定めたようなことでやっておると思っております。この産前と産後の実態を提案者はおそらく実情を御把握の上でお出しになっておるものと思っておりますから、これの御説明を願いたい。

三番目は、私立学校の関係が三本目の柱だと思っておりますが、この私立学校の関係の実態は私どもよく存じません。存じませんが、準じてやるといふ場合に、私立学校の経営自体がどういふふうになるのか、あるいはその該

当者というのをおよそどのくらいのものか。この辺、提案者はおわかりであれば御説明を願いたい。以上三点についてお伺いいたします。

○豊瀬一君 まず重要な問題の第二問について御答弁申し上げたいと思っております。安部委員の御質問にもありますように、産後の六週間につきましてはこれはあらためてこの法律で法定するまでもなく労働基準法が義務づけている問題です。特別な場合だけの免除措置があるわけですが、しかしながら、産前に至りましたは、先ほど野本委員の質問にお答えいたしましたように、日本の女子の医学的立場から見ると、六週間が望ましいという基準法として六週間が望ましいという基準法の精神ですけれども、実際は六週間とているところはほんのわずかでございまして、岩手、宮城、栃木、茨城、千葉、石川、福井、鳥取、福岡、佐賀、長崎、大分、香川、徳島など、その他の県に至りまして、先ほど申し上げましたように、県の予算措置が、本人の身体的な状況からどうしても六週間かあるいは五週間必要だという状況にありまして、補助教員の定数が予算できめられている。そのために本人の身体状況からすると六週間前から休みたいという状況にあって、いや、かわりの先生が来ないから、あなたはもうしばらくがまんして下さい、こういう状況が全国至るところにあるわけです。従って、先ほど申しましたように、予算措置がないために、当然本人の身体的な状況からすると休まねばならないし、休みたいという意思表示をしても、補助教員が配置されないために、学校教育の正常な運営を阻害

される、従って無理をさせられる。その結果他の職場に比べて異常分べん等のような状態が女子教員の場合にかなり多くのパーセンテージを占めている。これは現在までの文部省の行政措置としては、本人が請求をすれば休ませるようには、あるいは労働基準法の精神が具体的に算化されるようにという善意ある指導が行なわれてきた。これは私どもも認めますけれども、法律が三十年に通過しまして五年の今日に至りまして、ただいま申し上げましたように、多くの県が本人の意思表示があっても、予算に制約を受けて補助教員が配置されないためにこのことは、単に三十年制定の法律の精神は、本人が請求をすれば必要なら時期に自動的に補助教員が配置されるような予算の拘束をしていないといふところに大きな欠陥があると言わなければならぬと思えます。従って野本委員にお答えいたしましたように、学校教育という他の職場と異なるところの人の人格、精神力といったもので多分に教育効果に影響のある職場、学校教育という特殊性と同時に、三十年制定の産休法の精神をほんとうに徹底さしていくためには、どうしても現段階としては画一的過ぎるという批判は多少ありまして、産前においても六週間の補助教員の配置を法定する以外にないのではないかと、このように結論に立って本法案の改正を提案したわけです。これが本法案の改正を提案しております私どもの最も中心とするところでは、

えましたのは、これはやはり幼稚園実習助手といえども婦人であるという点、お産をするという問題、母体保護という点、これらから考えまして、また当然定員のあることですから、幼稚園実習助手においても、その人が休暇をとれば当然正常な運営が阻害されてくる、こういう角度から幼稚園実習助手を加えたわけですが、大体私どもの把握では、実習助手は三千五百名程度、幼稚園は私立は除きまして千名程度と算定をいたしております。

第三の質問の私立学校の女子教職員の数については現在把握いたしておりませんが、御指摘のように、この私どもの提案しております法律案が通過し、私立学校においても適用されるとなると、当然前後の十二週間の休暇をとる。従ってそれに補助教員を配置するという形になります。従って人件費においてはかなりの影響があつてくることはいなめないと思えます。しかし、そのことがあつたらしく、私立学校の女子教職員がほとんど産休も十分に与えられず、補助教員も配置されていなくて現行制度は、私立なものがゆえに燃過すべき問題ではない、こういう角度に立って私立学校の人件費の負担増になることは承知いたしませけれども、やはり私立学校における休んだ場合の学校教育の不正常、また実際に従前できまして産休法の精神さえも活用されていないという実態から、当然私立学校にもこの処置を加えるべきである、こういう判断に立ちまして私立学校の方を加えたわけでございます。

○安部清美君 大体わかりました。第二項の労働基準法の休暇制度の趣旨で

すね。産前六週間に対するその請求によるところの休暇、これは労働基準法の建前からいって、産前、産後については同一の考え方でいくのが普通だろうと思つて、特にこの問題についていろいろ趣旨で法がきまつておるのはいくらもありません。法の趣旨で、それを御説明願いたい。

○豊瀬一君 御質問の趣旨は、労働基準法の前後の問題の精神ですが、それらは先ほど簡単に触れましたように、前の場合は先生も御承知のように、これは、お産というのは病氣というよりも女の当然の、何といふか生理でございまして、産後になりますとやはり身体的にかなりの異常な状態が生じますので、労働基準法としてはこれを法定づけたと思つて、しかし、前におきまして、その職種の状態、労働の状況によってはある一定の時期から、運動中止ということではなくして、適当な環境の中に置かれることの方が分べんを安易ならしめることも、母体を保護するという立場、並びに生まれくる子供のためにもそれが望ましいことである、こういう医学的並びに母体保護の精神から、前の六週間を一応本人の申請を待って与えなければならぬという制度をとつたと解釈いたしております。

○安部清美君 大体私どももそう思つておりますが、提案者は、そういたしますと十二週間ですね、産前、産後を通じて十二週間に対して補助教員の予算をきめておいて、そして本人の請求あるなしにかかわらず、産前も産後も補助教員を配当してやろうという考え方がありませぬか。



る。その中で、東京とか、大阪とかその他の県で、十六週、あるいは十五週、十四週、十二週と、こう十二週以上を確保している県については、それは当然そのまま既得権を認めていく。こういふ中で、十二週というものは、やはりこれは国際上から見ても、あらゆる母体保護の方面から見ても、やはりこれは最低ではないか、だから、これを守っていくというわけで、特に労働基準法ができませんときには、御案内のように、まだ日本には労働医学というものが戦前にはあまり発達していなかったし、婦人労働については特に資料となるべきものが、労働省にもないし、文部省にもないし、それから労働科学研究所その他、全部歩いたのですけれども、婦人労働の資料というものは一つもございませんでした。そこで――体育に関するものだけしかなかった。心臓の発達工合とか、そういうものだけ――やはりこれは資料がなければならぬというので、野本委員その他から御注文がございまして、全女教師の実態調査を仕上げた、こういうありさままでこれが出てきた。そのときに繰り返し言われたことは、産休補助教員の配置期間は最低十二週、それ以上――なぜそこで期間をうたわれなかったかというところは、御承知のように、十二週にしよう、十六週にしようということがあって、そこにうたうとあれだから、最低は十二週と規定しておいて、そして、その他の、たくさんとっているところもあるから、ここでは期間をうたわれないでおこうではないかという討論がされたわけです。労働省の婦人少年局長の谷野せつさんも来まして、そし

て、やはり最低十二週ということについてはどうしても必要だという御証言があった。そしてそれが、内容的にこれを含めて最低十二週を確保すると、こういう内容であったし、それからもう一つは、産前の必要性について、豊後委員から述べられた通りでございますけれども、私もちょっとこれは専門的にやっていた関係で、ずっと調べてみましたところ、やはり産前に休暇をたたくさんとついでの方の方が、分べんも正常であるし、予後その後の経過もいし、それから初産とか、二回目とかは別として、だんだん年をとって四人目五人目になってきますと、産前の休暇をとっておつた方と、おらない方とじゃ、格段の相違ができてくる、こういうわけで、産前の必要性というものが特に強調されておつたし、それからまたお産して出血した量を取り戻していく期間というものがやはり最低四週間で、取り戻してそのほかに労働に耐えていくという期間を最低産後で六週、それから教師のような場合の中等労働と申しますか、労働力でありましていうと、これはやはり八週、体操したり遠足に行つた、こういう期間が出たわけですね。こういうふうな意味でございまして、やはりこれは産後の必要性和同じように、むしろ産前も重視しなければならぬのではないかと、今まであまり軽視されておつたから。こういうことでございまして。

なお、ついでに恐縮ですが、安部委員の方から御指摘のあったように、産前の休暇というのが非常にとりにくいというのです。ここに山梨県の例がございまして、山梨県の場合は全国一ひどいのでして、産前休暇をとらないものは五一・六〇なんです。ですから産むあれまでですか、ずいぶんそれはひどいじゃないかと、こういうふうなことは資料でございまして、そんなふうな理由で一番ひどいのは、全国を通して山梨は六週間しか配置がとってございませぬが、全体的に見まして、先ほど申し上げました八二〇という補助教員を配置したというのには、配置はいたしましたけれども、期間というものがまらまらなんです。休んだ期間とか、十二週とかでございませぬ。六週間なり五週間もあり、また三週間もあって、全体として山梨は六週間しか休んでない。福井なんかの例で見ますと、産前を九・四日しか平均して休んでない。こういうふうな実情になっておりますが、また後ほど申し上げたいと思っております。大体以上であります。

北島教真君 もう一つお伺いしたいのですが、各都道府県で教員数の定数のうちから、あらかじめ産休教員などを生じた場合に補充をしている、常時をやっている数はどのくらいあるのですか。また学校によつては、大きな学校なんかでは産休教員といいますが、定数の中にさういふ余裕の人間を置いているのじゃないですか。そういう数を一つおっしゃって下さい。

千葉千代世君 ここに文部省の調査――たとえば三十六年の二月十六日に、これは文部省資料の中に出ておりますけれども、それでよろしいですか――それを見ますと、休職教員数が一万九千八百五十六、常時配置です、常時配置している県は千葉県だけしかないのでございますね。千葉県が四百九、青森が九、それから長崎が三で合計四百二十一です、常時配置が。その他は臨時的と、それから学校に増置教員がございまして、それを活用しているのが、さういふところが多いのですけれども、常置教員数というものはそれだけしかございませぬ。

北島教真君 そのぐらいですか。

千葉千代世君 これは文部省資料によりましたけれども……

北島教真君 いやいや、さうじゃなく、各都道府県で教員数の定数があるでしよう。その中でもあらかじめ産休のことを予定して、人数を予定している県があるでしよう。

千葉千代世君 こういふことですか、たとえば文部省が教員の定数を組むときの算定基礎の中に欠休とか、産休を合わせて何％、全体幾らというものを組みますわけですね、それが今度各地方にいけますと、ひもつきでございませぬから、県の費用に、二分の一負担の問題とからんで財政費が逼迫しますから、さうすると、それを今度は教員数の定数の中に組むといいますが、これはことしでいいますと、七月ごろでないとわからないといふことですね、実数は、去年の実数を見ていけますと、これが三十四年度でございまして、その中に四百二十一しかないわけですね、常置として。プールの定数の中の全体の定員の中にそれだけしかないわけですね。臨時的というものは別に任用しているわけですね。

北島教真君 どのくらいおられますか。

千葉千代世君 四百二十一。

北島教真君 それは何ですか……

千葉千代世君 あとは臨時的任用というの、一万七千八百二十一。

北島教真君 学校ごとに配置されているさういふ人はありませんか、大きな学校で。

千葉千代世君 これが学校ごとに配置されていないわけなんです。

北島教真君 大きい学校なんかには配置されているでしよう。

千葉千代世君 これは、たとえば千葉原なら千葉原でありますという、臨時的と、それから常置というものを併用して、その先生というものは、その学校にいないのではなくて、とってあります、猶だけ一応あるにしましても、それは方々生んだとき回っていくわけですね。その学校だけのお産じゃないわけでありまして、たとえば船橋なら船橋市を回って歩く先生とか、郡を回って歩く先生とか、出張所にプールしておるところもあれば、籍だけ大きい学校にある先生もございまして、まらまらです。

北島教真君 さういふところ、どのくらいありますか、全国に。

千葉千代世君 それが四百二十一です。臨時的まぜましてです。

北島教真君 そろそろでなくて、都道府県にプールしてある定数の中から、こういうものを産休に回す可能性のあるという数字がありますね。それと、各大きい学校ですね、今おっしゃるような、千葉原の船橋市ですか、さういふところに確保してある、産休なんかは回せるような人がいますね。さういふ全体数を尋ねてはいるのです。

千葉千代世君 それは、たとえば臨時的に、お産があるたびにほかの先生

を臨時的に雇うのでなくて、全体の教員定数の中に、産休補助教員が幾らあるかというところでしよう。全体の定数の中にある補助教員の数というものは、四百二十一しかないわけですが、全体の定員の中には、臨時的にはもつとたくさん、一万人千人おられますけれども。

○北島教真君 全国のなんですかね。  
○千葉千代世君 はい。  
○北島教真君 各府県においてプールされておるものが、四百何十人ということですね。

○千葉千代世君 全県的にそれが無いわけですが。定数の中に入っていないわけですが、全県的には、特定の県だけしか置いてないというところに問題がある。こういうわけですね。

○北島教真君 それから、学校ごとに配置されているというふうなのがあるでしょう、大きい学校には。  
○千葉千代世君 増置教員ですか、たとえば校長と教頭の職以外に、何学級について増置教員を置くことができるかと、こういう規定の中の先生の数ですか、それはございます、学級数について。しかし、それは産休には使えないという……。

○北島教真君 そういふ先生も、産休の人に回せるわけですね。  
○千葉千代世君 それが問題になるわけですが。それはたとえば、校長と教頭以外の先生を学級数に応じて増置しておく、この増置された先生には、おのおの任務があつて増置されたわけなんです。産休に使つたり、欠休に使つたりするための増置ではないわけですから、学校運営の中で、ですから、それは産休のみに使つべきものではない。また、そのいわれがあつて置いたわけ

ですから、それに使つてはならない、こういう観点でございます。

○北島教真君 今のお話、文部省、ちょっと参考に———そういう人間はいるけれども、それは産休のために使つちゃ悪いというふうになつていっていると、どうおっしゃる。そうですか。

○政府委員(内務警三郎君) 別にそういう趣旨のものじゃないと、その中から臨時に、必要によつてそれを使うことも可能だと思ひます。

○豊瀬一君 北島先生がおっしゃつたような教員は、配当されております。しかし、やはりこれはそういう配当の仕方にも問題がありますけれども、これに言及すると長くなりますけれども、大きい学校に、何人か余分に配置してあるという状態は、学校が大きいと、やはり御承知のように、委員会二十何人かおつても欠席する人がいるように、教員数が多いと、欠席者数も多いわけですね。そういうところを埋めてみたり、また学校が大きいために、いろいろな総合的な事務量がふえたり、やはり学校が大きいというところのために必要上増置されているもの、これは産休補助教員に使つてならないという法定はございません。しかし、設置の趣旨は、産休の補助教員に充てるために置かれたのではなくて、これはお産をしたためにかりにその人を充てていくとすると、その大きい学校を運営していく際に、先ほど申し上げましたような、たとえば三〇休むと、四十人も五十人もおる学校では、二人ないし三人の教員が毎日休んでおるといふわけ

です。こういうこと、ほかの学校教育の正

常な運営に支障を来たしてくるわけですね。法律的には、政府答弁のように、それを産休に回してはいけないという定めはございませんけれども、趣旨からすると、それを産休に充てていくと、ほかの面で不平常になる、こういう判断を私もはしておられます。

○北島教真君 今のでよくわかりませんが、そういう先生の中で、産休で借りられた先生もおるのじゃないかと、そういう方にはわかりませんか。

○千葉千代世君 そういふ先生の中で産休にかり出されている先生が今いないかというのでしよう。それが相当あるわけなんです。そのありますために、今度は、全体の学校の運営に支障を来たしている。そこで文部省は、産休と結婚を合わせて別ワクで算定基礎を組んだというものは、そこにゆえんがあるのじゃないか、こういうふうに思ひます。結局、苦しまぎれにそこに回しているという状態は確かにございまして、これで事足りておるといふところ、これに相当な問題があるのじゃないかと、こういうわけなんです。

○野本品吉君 なお、この案によりまして、実習助手も適用対象にしようというお考えのようであります。そこで、これは小学校にはないわけですが、主として高等学校だと思ひます。高等学校で、女子の実習助手というのとはどれくらいあるのですか。

○千葉千代世君 約五百、先ほど男子全部まぜた数字でございまして、高等学校ですと大体五百。実習助手という名前になつておりますのが、大体五百。

○豊瀬一君 先ほど、幼稚園の女子教員の実数に間違いがありますので、

訂正いたしておきます。幼稚園の女子教員は、指定統計では、公立の場合が七千八百七十一名になつておりますので、先ほどの答弁を訂正いたしておきます。

○野本品吉君 今の、高等学校の実習助手が配置されておるわけですが、その高等学校の校数と、高等学校が幾つあるか、実習助手を配当すべき高等学校は、女子のですね。

それから、配当されておる実習助手、これはおわかりになりますか。  
○千葉千代世君 今のところ、資料持ち合わせておりませんから。  
○野本品吉君 これは、今の実習助手の配当を必要とする高等学校が幾つあるかということ、それに対して実習助手が何名配置されておるかということも、この産休の問題を検討するやはり一つの大事な資料でなくちゃならぬ。

○千葉千代世君 それじゃ、後ほど資料を整えておきます。文部省に大体これ調査してもらわなければなりません。みんなのことだから、だれが調査してもいいわけでしょう。

○野本品吉君 私もかつて幾つかの議員立法をした経験がありまして、議員立法に対する責任をとるといふことは、なかなか容易なことではない。簡単に事をうっかり引き受けるものじゃないという苦い経験を持っている、二、三回。従つて、社会党の皆さんの御提案に対しましては、かねがね十分御検討がなされまして、あらゆる資料を検討し、あらゆる場合を想定されましての御提案だともま信じてお伺いしているわけなんです。(「賛成するか」と呼ぶ者あり)賛成はなかなかしない。さらに、それで續いて申しますが、私

は実は、私の宿舎で、全国の女子の先生から非常にたくさん手紙をいただきました。女からこんな手紙をもらったことは生まれて初めてなんです。(笑声)そこでこの手紙をすつとまじめに拝見してみました。実に深刻な印象を受けたわけですね。それは、若い女教師が、結婚して子供を生みたいけれども、産休補助教員が配置されないで生む気になれないというのです。それからもう一つは、職場の同僚諸君に遠慮して、思うようにできない、こういうことなんです。で、このことが私には非常に強い印象を与えたので、私にこんなこんなことを悩まなければならぬいほど、学校の空気、気圧がそういう状態かどうかということなんです。それと、同僚に遠慮して思うように子供を生む気になれないといつたように、これは学校の女の教師の相互間というものは、あるいは教員の相互間というものは、そんなに冷いものか。だから、一面において、この手紙は、私は非常に強く私の胸を打つたのであります。同時に、他の一面においては、学校の中というものはそういうものであるかということについて、非常に不愉快な———こんなはずはないと思ふんだ。私は、民主化された今日の学校において、だから、その二つのことをこの手紙から感じ取りまして、従つて産休の問題というのについても、私どもはまじめに取り組んでいかなければならないという気持ちにはなつておるのです。

そこで、さらにお伺いしたいのですが、この実習助手の問題、実習助手は御承知の通りに、これを採用する



ですけれども、これは、たとえば休み  
ました場合の規定ですね、福祉規定そ  
の他関連法律をどうと見ていきます  
という、胎児と認められた場合に、出産  
という言葉を扱う場合に四カ月以後  
と、こういうことを使っているわけで  
して、お産に關係した休暇としてはそ  
の通りでございます。

それからそれがたとえば二カ月で流  
産なすつた、その方については出産休  
暇としての規定は適用されない。こう  
なっております。

○井川伊平君 四カ月前に人為的な墮  
胎をして、その墮胎の結果、休養が必  
要であるという場合には、やはり休養  
を与えるべきものではないか。してみ  
れば、なぜこの法案はそこまで親切に  
考へてやらなかつたのかという点を事  
情があれば聞きたい。見落としたのな  
らば、それでもよろしい。

○千葉千代世君 これは御指摘の通り  
でして、私どももいたしましてはやつ  
ぱり胎児がおなかに入りましてそれ以  
後は、やはり母体として十分な保護  
と、それから母体に対する万般の処置  
がなされなければならない。これはも  
う当然のことだと思っております。で  
すから、かりにつわりで休みました場  
合には、こういうふうなことになる  
おります。妊娠二カ月くらいで、一カ  
月前後ですか、つわりになって、一週  
間のつわり休暇をとつたといいます。そ  
うすると、東京の例ですといふと、こ  
れは欠勤としないでもって、全体の、  
東京は十六週でございます、前後合わ  
せまして十六週休みますから、その十  
六週のうちの七日という勘定をして医  
師の診断書を添えて休んでおると、こ  
ういふ実態になっております。

○井川伊平君 私の聞いていることに  
対するお答えではないようでございます  
ですが、人為的に墮胎をせざるを得ない  
という場合に休養が必要であるという  
のなら、この際ついでにその場合も休  
養がとれるようにしてやるべきではな  
かつたか、それをことさらに休養をと  
れるようにしてないのには特別の含み  
があるのか、あるいは忘れて気がつか  
なかつたのかということをお聞してい  
ります。

○豊瀬一君 正直に申し上げます  
と、現行諸法規、諸規定がそうなつて  
おりますために、私どももその必要  
性を認めながら、御指摘のようにそこ  
で配慮して本法案の中に入れるべき  
であつたと思ひますけれども、その点に  
ついては、私どもの方の法案に対する  
整備の手續の不十分であつたと思ひ  
ます。

○井川伊平君 わかりました。  
○千葉千代世君 ついでにもう一つ。  
○井川伊平君 もういいですよ。  
○千葉千代世君 非常に大事な質問な  
んです、これは。私も具体的には国際  
的なILO条約を調べてみましたら、  
百二号と百三号というのがございます  
と、その中に産前、産後を通じて十二  
週。日本の労働基準法は産前、産後分  
かれておりますためにこれに加入でき  
ないと、こういう実態の中で、出産休  
暇、母性給付、保育、それから出産休  
暇中の解雇禁止ですか、こういう点全  
部述べたその中に、やはりたとえ一週  
間、一週間と認定できませんけれど  
も、胎児が宿りまして一カ月過ぎます  
と大体わかりますから、そういうふう  
な二週間なり三週間にしろ、一カ月な  
り二カ月にしろ、とにかく母胎の中に

胎児が宿つたそれ以後の異常について  
は国が責任を持つところ、それから地  
方自治が責任を持つところ、全体の社  
会保障の制度の中でこれを国が責任を  
持つてなさつているところと、こうい  
うのが資本主義、社会主義の国の中に  
ずつとたくさんあるわけです。日本で  
はやはり先ほど申し上げましたよう  
に、婦人労働、それから出産問題につ  
いての保護規定というのが戦後これは  
できたわけでは、そういう点につい  
ては重々手落ちはあるのです。私ども  
としては当然これを取り上げていかな  
ければならないと、こう考へておりま  
すけれども、何せ文部省としましては  
十二週さへ云々だといふ。そうして山  
梨県、産前をとられてないで放置さ  
れておる。こういう実態ですから、こ  
れは先生のおっしゃる通り当然のこと  
であるし、私どもとしてはぜひそうし  
ていただきたいと思つております、こ  
れは今かりに出しても問題にする空気  
ではないんじゃないかといふようなこと  
も實際率直に言つて考へております。  
こういう事情であります。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質  
疑は、本日のご程度とし、こ  
れにて散会いたします。  
午後六時四分散会

五月十日予備審査のため、本委員会に  
左の案件を付託された。  
一、国民の祝日に関する法律の一部  
を改正する法律案(衆)  
国民の祝日に関する法律の一部を  
改正する法律案  
国民の祝日に関する法律の一部  
を改正する法律

十三年法律第七十八号)の一部を  
次のように改正する。  
題名を次のように改める。

建国記念日 二月十一日 建国を記念し、国を愛する心を養う。  
第二条のこどもの日の項の次に次のように加える。  
お盆の日 七月十五日 たがいに生存を祝ひ、先人に感謝する。  
第二条の秋分の日項の次に次のように加える。  
体育の日 十月の第一土曜日 スポーツを愛好し、健康な心身をつち  
かひ、明るい生活をたたえる。

第三条の次に次の二条を加え  
る。  
第四条 「国民の祝日」には、国旗  
を掲げるものとする。  
第五条 日曜日が「国民の祝日」  
に当たるときは、その翌日は、  
休日とする。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和三十七年一月  
一日から施行する。  
(民事訴訟法の一部改正)  
2 民事訴訟法(明治二十三年法律  
第二十九号)の一部を次のように  
改正する。  
第五百三十九条第一項中「祝祭  
日」を「休日」に改める。  
(船員法の一部改正)  
3 船員法(昭和二十二年法律第百  
号)の一部を次のように改正す  
る。  
第七十六条中「祝祭日の休日」  
を「国民の祝日等に関する法律  
(昭和二十三年法律第七十八号)  
の規定による休日」に改める。  
(一般職の職員給与に関する法  
律の一部改正)  
4 一般職の職員の給与に関する法  
律(昭和二十五年法律第九十五号)

国民の祝日等に関する法律  
第二条の成人の日の項の次に次の  
ように加える。  
の一部分を次のように改正する。  
第十七条第三項中「国民の祝日  
に関する法律(昭和二十三年法律  
第七十八号)に規定する日」を  
「国民の祝日等に関する法律(昭和  
二十三年法律第七十八号)第三  
条に規定する休日及び同法第五  
条に規定する休日(第十四条第四  
項ただし書又は第五項の規定によ  
り日曜日以外の日を勤務を要しな  
い日と定められている職員にあつて  
は、政令で定める日)に改める。  
(蘭糸価格安定法の一部改正)  
5 蘭糸価格安定法(昭和二十六年  
法律第三百十号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第十三条第四項中「祝日」を「國  
民の祝日等に関する法律(昭和二  
十三年法律第七十八号)に規定  
する休日」に改める。  
(特許法の一部改正)  
6 特許法(昭和三十四年法律第百  
二十一号)の一部を次のように改  
正する。  
第三条第二項中「国民の祝日」  
を「国民の祝日等に関する法律(昭  
和二十三年法律第七十八号)に  
規定する休日」に改める。

国民の祝日等に関する法律  
第二条の成人の日の項の次に次の  
ように加える。  
の一部分を次のように改正する。  
第十七条第三項中「国民の祝日  
に関する法律(昭和二十三年法律  
第七十八号)に規定する日」を  
「国民の祝日等に関する法律(昭和  
二十三年法律第七十八号)第三  
条に規定する休日及び同法第五  
条に規定する休日(第十四条第四  
項ただし書又は第五項の規定によ  
り日曜日以外の日を勤務を要しな  
い日と定められている職員にあつて  
は、政令で定める日)に改める。  
(蘭糸価格安定法の一部改正)  
5 蘭糸価格安定法(昭和二十六年  
法律第三百十号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第十三条第四項中「祝日」を「國  
民の祝日等に関する法律(昭和二  
十三年法律第七十八号)に規定  
する休日」に改める。  
(特許法の一部改正)  
6 特許法(昭和三十四年法律第百  
二十一号)の一部を次のように改  
正する。  
第三条第二項中「国民の祝日」  
を「国民の祝日等に関する法律(昭  
和二十三年法律第七十八号)に  
規定する休日」に改める。

昭和三十六年五月十八日印刷

昭和三十六年五月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局